

華鐘コンサルタントグループ・上海市外国投資促進中心
第33回秋季中国セミナー（オンラインセミナー）

「当面の中国経済情況と日系企業事例報告」

付属資料

2022年11月



作成・編集：華鐘コンサルタントグループ

www.shcs.com.cn

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司

上海華鐘国際貿易有限公司

株式会社華鐘コンサルティング

非売品(会員内部資料)

本資料は全て華鐘コンサルグループがその著作権を有し、
弊社の許可なく一切の複写及び転載を禁じます。

目 次

1. 付属資料

1) <u>月刊華鐘通信・2022年第3四半期の中国経済実績値特別報告(22年11月)</u>	…1
2) 「外商投資獎励産業目録(2022年版)」に関するQ&A(1~2)	…4
3) 「中華人民共和国騒音汚染防止法」に関するQ&A(1~5)	…8
4) 「データ出国安全評価弁法」及び「データ出国安全評価申告ガイド (第一版)」に関するQ&A(1~3)	…18
5) 増值税期末「留抵税額」還付政策に関するQ&A(1~2)	…24
6) 小型薄利企業「六税二費」減免政策に関するQ&A(1~2)	…28
7) 2022年度第1~3四半期の最低賃金基準に関するQ&A	…32
8) 2022年「フォーチュン世界500強ランキング」に関するQ&A(1~2)	…34
9) 更新版『上海市の多国籍企業地域本部の設立を獎励の規定』に関するQ&A(1~2)	…38
10) 上海市が公布した第3陣の特色産業園区13区に関するQ&A(1~2)	…42
11) 「データ出国安全評価弁法」(日中対照訳)(2022年9月1日より施行)	…46
12) 更新版「上海市の多国籍企業地域本部の設立を獎励の規定」(日中対照訳) (2022年11月1日より施行)	…53

2. 華鐘コンサルタントグループの紹介

3. 提携関係にある開発区及びパートナーの紹介



特別報告

第 20 期中国共産党大会と第 3 四半期の中国経済

11月6日から18日まで地球温暖化対策を話し合うCOP27（国連気候変動枠組み条約第27回締約国会議）がエジプトで開催されている。会議の目的は、今まさに危機に瀕している地球の温暖化による気候変動をいかに抑制するかを、大きさではなく、人類の存亡をかけて討議する場である。気温を上昇させるのは二酸化炭素

(CO₂) やメタン(CH₄)ガスであるので、これらの大気放出をいかにして減少させるかが課題になる。現在では2015年のCOP21において決議されたパリ協定に基づいて世界各国が努力することになっており、その内容は①世界の平均気温上昇を2050年までに産業革命以前に比べて2°Cの上昇より低く、出来れば1.5°Cの上昇以下に抑える努力をする②できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウト（増加傾向を止める）し、21世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとる、ということになっている。これに従って、各国が削減目標を決めているが、現状では必ずしも順調ではなく、既に地球の温度は1.2°Cも上がっており、その為に世界各地で様々な異常気象が頻発し、北極圏の氷山が融けて世界の海面が上昇中などの現象が起きている。世界銀行は、昨年の報告で気候変動のせいで移住を余儀なくされる人口は、2050年までに世界各地で2億人を超えると警告した。

冗談ではなく、現在人類と地球は危機に瀕している。そのような状況の中で、特に超大国と言われるアメリカや中国、それに続く日本や欧洲の諸国が、従来のようにただひたすら能天気に資本主義的な経済成長と金儲けだけに夢中になっていて、人類が存続して行けるはずがない、と私は感じている。その意味で中国の第20期中国共産党大会での習近平総書記の政治報告において、特に第10章「グリーンな発展を推し進め、人と自然の調和のとれた共生を促進する」という項目を設けて、中国は国として

脱炭素を目指すことを宣言している。CO₂排出量については「2030年碳达峰」（ピークアウト）、「2060年碳中和」（カーボンニュートラル）とすることを習近平主席が明言して国際公約としていて、今年の夏には石炭消費を抑えるあまり、各地で燃料不足による電力不足が発生した。日本のマスコミでは笑いものにされたが、「脱炭素は経済成長よりも優先事項」という理由での停電であれば大いに評価して良い。この面では日本は脱炭素に本気ではないとほぼ毎回「化石賞」を授けられているだけあって、今回も岸田首相は出席せず、国内の論調もひたすら経済成長だけを追求して、地球の将来など知ったことかという口ぶりである。ヒステリックに中国のゼロコロナ政策を攻撃しているが、自国ではすでに第8波のコロナ感染が来ており、毎日8万人前後の感染者と80人前後の死者が出ている。人口が多く、地方では医療体制もまことに不十分な中国に日本の情況を置き直せば、毎日100万人の感染者と1000人を超える死者が出る。年老いた両親と同居が多い中国では、若者が持ち帰るウイルスで、同居の弱者や老人は死んでいかざるを得ない。「コロナと共生」というのは、社会に役立たない老人は死んでもいい、という政策にも見えるが、中国ではとても考えられない。勿論ゼロコロナ政策が永久に続くわけではなく、機会が来れば転換されるであろうが、まだそのタイミングをはかりかねている場合であろう。高齢老人の私としては、日本のような性急なWithコロナ政策への転換は急いでほしくない思いもある。

第20期中国共産党大会が終了して、習近平氏が総書記に選ばれて三期目がスタートした。注目された常務委員には同氏のほかには李強、趙樂際、王滬寧、蔡奇、丁薛祥、李希の各氏が選出された。私個人の感想であるが、常務委員の選出過程を見て、「これは日本の会社の取締役選出と同じだ」

と思った。会社経営者の取締役選出はあくまで会社が目指す路線に賛同する人のみを選ぶが、今回の中国の人事にもその傾向が伺われる。中国筋の情報として「一部の同志は残留を辞退した」とも伝えられて、李克強と汪洋の両氏は、今後の中国の最重点路線が「GDP」や「成長」などではないことから、残留を辞退されたことは推測できる。席次順位で2位となって総理候補となった李強氏については、温州市書記の時代に、私営企業の勃興を促進して、民営企業王国温州を主導した実績が評価されたのかもしれない。

新人事について、日本のマスコミは「経済専門家が皆無、側近ばかりで固めて文革時代に逆戻り」と散々にけなしているが、習近平氏の政治報告を見ると「改革開放を一層進めて、社会主義市場経済の更なる発展を目指す」と明確に述べられているので、「毛沢東の文革時代に後戻り」ということはあり得ない。ただし政治報告には、「社会主義」という言葉が114回、「マルクス主義」という言葉が30回、「市場」という言葉が18回出てくるところから推測されるように、明らかに従来の「経済一辺倒、利益追求主義」から距離を置いた路線を目指していくことは伺える。その内容を定義することは難しく、現実的にも暗中模索していくことになるであろうが、言葉としては「中国式社会主義、中国式現代化、中国式市場化」と更に「共同富裕」を長期的目標として目指す体制に移行しようとしていることが伺える。

80億人を超えたと言われる地球人口の現状は、経済発展諸国のあくなき利益追求で、健全かつ持続可能な発展形態とは程遠く、クレディスイス証券の「Global Wealth Report 2022」によると、全人口の1.2%の富豪が全世界財産の48%を保有し、中央値以下の50%の人達が持つ財産は1%に過ぎないという。5千万米ドル（約70億円）以上の財産を持つ富豪はアメリカに14万人、中国に3.3万人、次いでドイツ、カナダ、インド、日本と続く。一方でトイレさ

えない人達が20億人居て、地球温暖化はますます深刻になり、人類は絶滅の危機に瀕していると言える。中国があくなき利益追求を止めて、中国式社会主義を目指すのであれば、それは人類にとって良い方向であるかもしれない。

さて、2022年第3四半期7-9月の経済情況であるが、第3四半期のGDPは前年比3.9%増と第2四半期の0.4%増より大きく回復した。ゼロコロナ政策の真っただ中の中国であるが、規制を撤廃して人々が自由に動き始めた日本の第3四半期が前年比1.2%減とマイナス成長に陥ったのと対照的である。1-9月では前年比3.0%増で、前年度の9.8%増と比較すると激減であるが、上海をはじめ各地でかなり多くのロックダウンをしたのでやむを得まい。特に上海市は前年比1.4%減、吉林省が1.6%減とマイナス成長となつたが、コロナ禍が少なかつた山東省、福建省、湖南省、湖北省などは軒並み4%以上の成長である。

中国の現場で日常生活を送っている立場から見ると、特に不景気な感じは無いが、ただあまりはしゃいで買い物をする氣にもならない、ということで、やはりGDPを牽引すべき民需の勢いがないことは確かである。社会消費品小売総額は僅かに前年比0.7%増で、前年の16.4%増という発射台が高いので、まずまずの成績であろう。ただ飲食はコロナ禍規制で4.6%減となって、日本食店で撤退したところもかなりあったようである。好調だったのは自動車販売で、前年比4.4%増、1,947万台が売れた。特に新エネルギー車（NEV）が好調で、前年比2.1倍の456万7,000台が売れて、新車販売に占める割合は23.5%になった。実際に上海の街中などでは、3台に1台ぐらいがNEVで、騒音も排気ガスも大幅に減少したことを実感する。

2022年のGDPがどうなるのか世界的に関心が高いが、第4四半期GDPも3~4%増であろうから着地はやはり3%台の前半であろう。

（董事長　吉林恒雄 2022/11/16 記）

2022年第3四半期の中国経済実績値

項目	単位	2021年		2021年		2022年	
		通年	前年比	1~9月	前年比	1~9月	前年比
国内総生産(GDP)	億元	1,143,670	8.1%	823,131	9.8%	870,269	3.0%
第一次産業	億元	83,086	7.1%	51,430	7.4%	54,779	4.2%
第二次産業	億元	450,904	8.2%	320,940	10.6%	350,189	3.9%
第三次産業	億元	609,680	8.2%	450,761	9.5%	465,300	2.3%
工業生産付加価値額	億元	-	9.6%	-	11.8%	-	3.9%
固定資産投資	億元	544,547	4.9%	397,827	7.3%	421,412	5.9%
東部地区投資	億元	-	6.4%	-	7.8%	-	4.3%
中部地区投資	億元	-	10.2%	-	13.3%	-	10.0%
西部地区投資	億元	-	3.9%	-	5.5%	-	6.7%
東北部地区投資	億元	-	5.7%	-	8.2%	-	0.2%
第一次産業投資	億元	14,275	9.1%	10,395	14.0%	10,558	1.6%
第二次産業投資	億元	167,395	11.3%	119,071	12.2%	132,146	11.0%
第三次産業投資	億元	362,877	2.1%	268,360	5.0%	278,708	3.9%
不動産開発投資	億元	147,602	4.4%	112,568	8.8%	103,559	-8.0%
社会消費品小売総額	億元	440,823	12.5%	318,057	16.4%	320,305	0.7%
小売業	億元	393,928	11.8%	285,307	15.0%	289,055	1.3%
飲食業	億元	46,895	18.6%	32,750	29.8%	31,249	-4.6%
自動車販売台数	万台	2,653	4.8%	1,855	9.4%	1,947	4.4%
卸売り物価指数(PPI)		-	8.1%↑	-	6.7%↑	-	5.9%↑
消費者物価指数(CPI)		-	0.9%↑	-	0.6%↑	-	2.0%↑
食品		-	-0.3%↓	-	0.5%↓	-	1.9%↑
衣服		-	0.3%↑	-	0.2%↑	-	0.6%↑
全住民可処分所得(実質)	元	35,128	8.1%	26,265	9.7%	27,650	3.2%
都市可処分所得(実質)	元	47,412	7.1%	35,946	8.7%	37,482	2.3%
農村部純所得(実質)	元	18,931	9.7%	13,726	11.2%	14,600	4.3%
輸出入貿易総額	億ドル	60,515	30.0%	43,741	32.8%	47,520	8.7%
一般貿易	億ドル	37,268	33.6%	27,043	36.2%	30,431	12.5%
加工貿易	億ドル	13,160	19.0%	9,373	21.9%	9,585	2.3%
輸出総額	億ドル	33,640	29.9%	24,008	33.0%	26,986	12.5%
輸入総額	億ドル	26,875	30.1%	19,733	32.6%	20,534	4.1%
貿易黒字	億ドル	6,764	26.4%	4,275	31.1%	6,452	50.9%
外貨準備高	億ドル	32,500	1.0%	32,006	1.8%	30,290	-5.4%
対外債務残高	億ドル	27,466	14.4%	26,965	17.5%	-	-
社会融資増加額	億元	313,510	-10.1%	247,482	16.4%	277,728	12.1%
非銀行融資増加額	億元	112,392	-23.5%	76,671	-39.3%	101,078	31.5%
マネーサプライM2	千億元	2,383	9.0%	2,343	8.3%	2,627	12.1%
外国投資契約件数	件	48,000	23.5%	36,000	36.5%	-	-
外国投資実行総額	億ドル	1,735	20.2%	1,293	25.2%	1,553	18.9%
対外投資実行総額	億ドル	1,452	9.2%	808	2.4%	859	6.3%
上海株価指数		3,640	167↑	3,568	350↑	3,024	544↓
株式時価総額	億元	916,088	14.9%	866,926	20.1%	759,842	-12.4%
株式取引総額の総計	億元	2,579,734	24.7%	1,908,636	20.5%	1,740,615	-8.8%
為替レート 1US\$	元	6.3757	-2.3%	6.4854	-4.8%	7.0998	9.5%
100円	元	5.5415	-12.4%	5.7929	-10.1%	4.9276	-14.9%
1ユーロ	元	7.2197	-10.0%	7.5247	-5.9%	6.9892	-7.1%

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 「外商投資奨励産業目録（2022年版）」について（1）

Q: このほど公布された「外商投資奨励産業目録（2022年版）」について、教えて下さい。

<政策法規><外商投資奨励産業目録><2022年版>

A: 2022年10月28日、国家発展改革委員会と商務部は「外商投資奨励産業目録（2022年版）」（第52号令、以下「2022年版奨励目録」）を公布しました。2023年1月1日より施行されます。これに伴い、「外商投資奨励産業目録（2020年版）」は廃止されます。「2022年版奨励目録」に合致する外商投資仕掛けプロジェクトは、新版奨励目録の優遇政策を受けることができます。

1. 「2022年版奨励目録」公布の背景

2021年末、習近平総書記は、中国が「奨励目録」を修正、拡大し、より多くの外資が先進製造業、現代サービス業、ハイテク、省エネ環境保護などの分野に投資するよう、また中西部や東北地域に投資するよう誘導することを提起しました。2022年版「政府活動報告」及び「国務院の、経済の安定を図る一連の政策措置の公布に関する通知」では、外商投資奨励範囲の拡大を要求すると共に、外資がミドル～ハイエンド製造、研究開発、現代サービスなどの分野及び中西部、東北地域向け投資への支援を明らかにしました。

これにより、今回の「2022年版奨励目録」は2020年版の構造を継続し、以下の2つの部分で構成されています。

- (1) 全国外商投資奨励産業目録（以下、全国目録）：全国に適用
- (2) 中西部地域外商投資優勢産業目録（以下、中西部目録）：中西部地域、東北地域及び海南省に適用

2. 「2022年版奨励目録」の三大主要変化

「2022年版奨励目録」は全1,474カ条からなり、2020年版に比べて239カ条が追加、167カ条が修正されています。そのうち、全国目録は全519カ条（39カ条新設、85カ条修正）で構成され、中西部目録は全955カ条（200カ条追加、82カ条修正）で構成されています。主な変更は以下の通りです。

(1) 先進製造業への外資の投資を引き続き奨励

全国目録は引き続き製造業を外商投資奨励の重点とし、産業チェーン、サプライチェーンのレベルアップを図り、技術の世代交代、アップグレードを加速、促進しています。林業バイオマス新技術、新製品開発、生産及び応用、医薬製造業関連消耗材の開発、生産、ハイテク非鉄金属材料及びその製品の生産、高性能フォトレジストの開発、生産、グロー放電質量分析計の開発、生産などの項目を新設または修正しました。

目録の一部内容は以下の通りです（太字下線箇所は新設項目、二重取消し線箇所は削除項目、以下同じ）。

「2022年版奨励目録」中の「全国目録」（先進製造業部分）

三、製造業

(四) 紡織業	<u>46. 治療性医療衛生用纖維製品、人工皮膚、吸収性縫合糸、ヘルニア修復材料、新型透析膜材料、介入治療用カテーテル、ハイエンド機能性バイオ医療用包帯等の生産及び研究開発</u>
(七) 木材加工及び木、竹、藤、棕、草製品業	<u>55. 木造構造及び木造建材の新技術、新製品の開発、生産</u> <u>56. 廃材・木材循環利用の新技術、新製品の開発、生産</u>
(十) 化学原料及び化学製品製造業	<u>71. 水素燃料のグリーン調製技術（化学副産物による水素製造、バイオによる水素製造、再生可能エネルギーの電解水からの水素製造等）の開発、貯蔵、輸送、液化</u> <u>82. 林業バイオマスエネルギーの新技術、新製品の開発、生産及び応用</u>
(十一) 医薬品製造業	<u>98. 希少疾病用医薬、小児科用医薬の開発、生産</u> <u>99. 医薬製造業関連消費材の開発、生産：媒体分離及び精錬、固相合成媒体、キラル分割</u>
(十五) 非鉄金属製錬、圧延加工業	<u>139. 高性能アルミニウムチタンホウ素結晶粒細化剤の生産</u>
(二十二) コンピューター、通信及びその他の電子設備製造業	<u>369. 高純度電子化学品、高性能フォトレジストの開発、生産</u>

(2) 現代サービス業への外資投資を引き続き促進

全国目録は、サービス業発展の質の向上、サービス業と製造業の融合的発展の促進を修正の重点としています。低炭素、環境保護、グリーン、省エネ、節水の先進的システム集積技術及びサービス、専門的設計サービス、職業学校、人材サービス、クリーン生産評価認証及び審査などの項目を追加または修正しました。

「『外商投資奨励産業目録（2022年版）』について（2）」へ続く

（作成：公関部 楠穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 「外商投資奨励産業目録（2022年版）」について（2）

Q: このほど公布された「外商投資奨励産業目録（2022年版）」について、教えて下さい。

<政策法規><外商投資奨励産業目録><2022年版>

A: 2022年10月28日、国家発展改革委員会と商務省は「外商投資奨励産業目録（2022年版）」（第52号令、以下「2022年版奨励目録」）を公布しました。2023年1月1日より施行されます。これに伴い、「外商投資奨励産業目録（2020年版）」は廃止されます。「2022年版奨励目録」に合致する外商投資仕掛リプロジェクトは、新版奨励目録の優遇政策を受けることができます。

「『外商投資奨励産業目録（2022年版）』について（1）」より続く

2. 「2022年版奨励目録」の三大主要変化

(2) 現代サービス業への外資投資を引き続き促進の続き

「2022年版奨励目録」中の「全国目録」（現代サービス業部分）

六、卸売・小売業	442. 商業企業、飲食企業の統一的配送、流通ネットワークの建設 445 輸入自動車の卸売、小売り 446. カルチャークリエイティブ製品小売業
八、リース及びビジネスサービス業	457. 人材サービス 458. 産後ケアセンターの産後の母子サービス 459. 観光展示会 460. 言語サービス産業（翻訳、ローカリゼーションサービス、言語技術の開発、応用、言語リソースサービス等）
九、科学研究、開発及び製品、技術サービス業	473. クリーン生産技術の開発及びサービス、伝統的なエネルギーのクリーン運営、工事施工及び技術サービス、クリーン生産の評価、認証及び審査 493. 低炭素、環境保護、グリーン、省エネルギー、節水の先進的システム集積技術及びサービス 494 環境にやさしい技術の開発及び応用 495. 専門的な設計サービス
十一、教育	503. 非学歴類言語系研修機関（就学前教育、義務教育、高校段階の教育小中学生及び3～6歳の就学前教育児童向けを除く） 504. 非学歴類芸術研修機関（小中学生及び3～6歳の就学前教育児童向けを除く） 505. 職業学校（技工学校を含む）
十二、衛生及びソーシャルワーク	511. 自閉症児リハビリ施設 512. 住宅の高齢者対応の改造、高齢者の住みやすい環境への改造、公共施設の高齢者対応及びバリアフリー改造 513. 高齢者向けサービス関連の専門教育、高齢者向けサービス技能研修、家庭介護技能研修、高齢者教育

(3) 中西部及び東北地域の優位性産業への外商投資を引き続き促進

中西部地域や東北地域は独自の資源供給や産業の優位性を持っています。主管部門は地元に合わせ、各省の状況を統一的に考慮して、中西部目録の項目を大幅に増やしました。例えば、山西、遼寧、安徽、寧夏などでは、スマートフォン、タブレットパソコンなどのスマート端末製品及び重要部品の生産、衣料付属品の加工生産、機能性環境保護再生ポリエステルフィラメントの研究開発及び生産、液晶ディスプレイの材料及び有機エレクトロルミネッセンスディスプレイ材料の製造などの項目を新設しました。内モンゴル、江西、貴州、黒竜江などでは、クリーン石炭技術製品の開発及び利用、園林花卉の一次加工または精密加工、セレンイウムが豊富な農産物の栽培、黒土地保護利用技術の研究開発、イノベーションなどの項目を新設しました。チベット、新疆、雲南、青海などでは、商業チェーン経営、砂漠経済産業、越境物流、生態観光資源の保護的開発及び経営などの項目を新設しました。

省別の新設内容は以下の通りです。

「2022年版奨励目録」中の「中西部目録」（一部の省）

遼寧省	6. 綿、毛、麻、糸、化学繊維のハイグレード紡織、ニット、アパレル及び <u>衣料付属品の下降、生産及び関連製品の研究開発、検査</u>
雲南省	<u>37. 新型データセンター関連のソフトウェア、ハードウェアシステム、設備、部品の製造、技術の研究開発及び技術サービス</u> <u>38. IoT 関連のソフトウェア、ハードウェアシステム、設備、部品の製造、技術の研究開発及び技術サービス</u> <u>39. 越境物流及びコールドチェーン物流</u>
江西省	<u>35. 商業チェーン経営、地域を跨ぐ代理経営等の新型流通業</u> <u>36. 仮想現実(VR)又は拡張現実(AR)デバイスに基づく職業及び技能研修サービス</u> <u>37. アニメ創作、制作及び派生品の開発</u> <u>38. 養生レジャーサービス、レジャー、観光等のレジャー産業</u>
安徽省	<u>6. 機能性環境保護再生ポリエステルフィラメントの研究開発及び生産</u> <u>30. スマートフォン、タブレットコンピューター等のスマート端末製品及び重要部品の技術開発、生産</u>
寧夏自治区	<u>17. 電池及び電子専用材料の製造</u> <u>18. 液晶ディスプレイ材料及び有機エレクトロルミネッセンスディスプレイ材料の製造</u>
内モンゴル自治区	<u>11. クリーン石炭技術製品の開発、利用及び付帯する加工サービス(石炭ガス化、液化、水石炭スラリー、工業型石炭)</u>

3. 外商投資「奨励目録」分野で受けられる優遇政策の概要

外商投資「奨励目録」中の産業分野では、主として以下3項目の優遇政策を受けることができます。

- (1) 総投資額の範囲内で自家用設備を輸入する場合、国家が免税不可を規定している製品を除き、関税の徴収が免除されます。
- (2) 土地を集約利用する奨励類工業プロジェクトには優先的に土地を供給し、所在地の等級に対応する全国工業用地譲渡最低価格基準の70%を下回らない価格で譲渡価格を確定することができます。
- (3) 西部地域や海南省に投資する場合は更に、企業所得税率を15%に減じることができます。

以上

(作成：公関部 翁穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国騒音汚染防止法」について（1）

Q: 2022年6月5日施行の新「中華人民共和国騒音汚染防止法」について、教えて下さい。

<法律法規><環境><騒音汚染>

A: 2021年12月24日、第13期全国人民代表大会常務委員会会議は「中華人民共和国騒音汚染防止法（中国語：中華人民共和国噪声污染防治法）」（以下、新版「騒音法」）を審議、可決しました。2022年6月5日より施行されます。これに伴い、1996年に制定、1997年に施行され、直近では2018年に改正された「中華人民共和国環境騒音汚染防止法」（以下、旧版「騒音法」）は廃止されます。

1. 「騒音法」改正の背景と必要性

新版「騒音法」は、「中華人民共和国環境保護法」及び水、大気、固体廃棄物、土壤などの汚染を防止する法律の制定や改訂に續いて改正された、重要な生態環境保護法です。

元の「騒音法」が1997年3月に施行されてから、中国の騒音汚染防止法規の標準体系は継続的に整備され、騒音汚染防止措置は積極的な効果をあげました。しかしながら、経済社会の発展に伴い、中国の騒音汚染の防止や処理には大きな変化が発生し、旧版「騒音法」ではカバーする範囲が狭い、権利と責任がマッチしていない、執行力が弱いなどの問題が日々顕在化してきました。現在、騒音汚染の苦情は増える一方で、環境汚染の苦情や通報の第2位にあり、大気汚染に次いで、人々の身の回りの顕著な環境問題のひとつとなっており、旧版「騒音法」の改正が待たれていました。

今回公布された新版「騒音法」は、より強い的確性、操作性、展望性があり、騒音防止、騒音低減、騒音処理の有力な武器になることが期待されています。

2. 新版「騒音法」のポイント

(1) 騒音汚染の内容を明確にし、法律の適用範囲を拡大

①旧版「騒音法」の名称中の「環境」の2文字を削除し、法律法規の対象は人為的騒音であり、自然環境の騒音ではないことを明らかにしました。新版「騒音法」の命名は騒音汚染防止行為に対する厳しい要求に影響を与えるものではなく、逆に法的手段を用いて解決すべき騒音汚染に焦点を当てていると言えます。

②騒音汚染の内包をあらためて定義し、法律の適用範囲を拡大し、「騒音汚染」とは騒音排出基準を超えて、または法律通りの防止措置をとらずに騒音を発生させ、他人の正常な生活、仕事、学習を妨害する現象であることを明確化。一部の騒音汚染行為については旧版「騒音法」において監督管理の空白が存在するという問題（例：騒音を発生させる分野でありながら騒音排出基準がない、などの状況）を解決しました。新版「騒音法」は、法律通りの防止措置を取らず、騒音を発生させ他人の正常な生活、仕事、学習を妨害する現象をすべて騒音汚染と定義しています。

③工業騒音の範囲を生産活動で発生する騒音まで拡張し、騒音汚染を生む可能性のある工業設備の規制を追加すると共に、環境振動制御基準及び対策要求を明確にしています。

(2) 騒音基準体系を整備し、科学的、かつ、正確に法に従い汚染を処理

①騒音汚染防止基準体系の建設を明確にしました。国は騒音汚染防止基準体系の建設を推進し、国务院生態環境主管部門及び国务院のその他の関係部門に授權して、各自がその職責範囲内で、騒音汚染防止に関する基準を制定して整備し、基準間の連携、強調を強化するよう定めています。

②騒音基準の制定主体の範囲を拡大しました。省級人民政府に対し、地方騒音排出基準を制定したり、国家騒音排出基準より厳しい地方騒音排出基準を制定したりできるよう授權しています。また、県级以上の地方政府に対し、国家音声環境品質基準、国土空間計画及び用地現状に基づいて、自行政区城の各種音声環境品質基準の適用区域を画定できるよう授權しています。

③環境振動制御基準の制定を明確にしました。従来、振動問題は関連の制御基準や制度が不足していたことから、証拠収集が難しく、管理根拠が明確でないため、解決が急がれています。新版「騒音法」は、国务院生態環境主管部門に対し、国家音声環境品質標準、国家経済、技術条件に基づいて国家騒音排出基準及び関連する環境振動制御基準を制定するよう明確に要求しています。

(3) 騒音の根本からの防止、制御を強化し、汚染の第一防御線を構築

①計画による防止、制御

各級人民政府及びその関係部門に対し、国土空間計画及び関連の計画を制定、修正する際に、法に基づいて環境影響評価を実施するほか、開発、改造、建設により発生する騒音が周囲の生活環境に与える影響を十分に考慮し、統一的に計画し、土地の用途や建設配置を合理的に手配し、騒音汚染を防止、軽減するよう求めています。

②配置による防止、制御

建設レイアウトを確定する際には、音声環境品質基準や建築防音設計に関する基準に基づいて、騒音防止距離を合理的に画定し、対応する計画設計要求を提出します。また、幹線交通の両側、工業企業周辺などのエリアに騒音敏感建築物を建設する場合は更に、規定に従って一定の距離をあけ、振動減少や騒音低減の措置を講じる必要があります。

③製品による防止、制御

国务院標準化主管部門は関連の監督管理部門と共に、騒音汚染を生む可能性のある工業設備、施工機械、自動車、鉄道車両、都市軌道交通車両、民用航空機、機動船舶、電気・電子製品、建築付属設備などの製品に対し、その技術規範または製品品質基準の中で騒音限界値を規定します。

「『中華人民共和国騒音污染防治法』について（2）～続く

（作成：会員部 許欽鑑）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国騒音汚染防止法」について（2）

Q: 2022年6月5日施行の新「中華人民共和国騒音汚染防止法」について、教えて下さい。

<法律法規><環境><騒音汚染>

A: 2021年12月24日、第13期全国人民代表大会常務委員会会議は「中華人民共和国騒音汚染防止法（中国語：中華人民共和国噪声污染防治法）」（以下、新版「騒音法」）を審議、可決しました。2022年6月5日より施行されます。これに伴い、1996年に制定、1997年に施行され、直近では2018年に改正された「中華人民共和国環境騒音汚染防止法」（以下、旧版「騒音法」）は廃止されます。

『中華人民共和国騒音汚染防止法』について（1）より続く

2. 新版「騒音法」のポイントの続き

(4) 各級政府の責任を強化し、目標査定評価を明確化

①騒音汚染防止目標の達成状況を政府評価に組み入れ、騒音汚染防止の主要責任者や責任範囲を細分化して、騒音汚染防止任務がそれぞれの段階で実行されるようにし、それによって既定の音声環境品質目標を達成します。

②音声環境品質改善計画の設定目標を未だ完成させていない地域、騒音汚染問題が顕著で、人々からの指摘が強烈な地域に対しては、省級以上の人民政府生態環境主管部門が他の責任部門と共同で面談し、関連の地域を速やかに整備すると共に、社会に公開します。

③道路、都市道路、都市軌道交通、鉄道、民用航空機の運行により排出される騒音が深刻な汚染を引き起こした場合、区を置く市の市級人民政府、県級人民政府は、関連部門を組織して、騒音汚染状況に対して調査評価及び責任の認定を行い、騒音汚染総合処理案を制定します。

④国家音声環境品質基準に達していないエリヤが所在する区を置く市の市級人民政府、県級人民政府に対しては、速やかに音声環境品質改善計画及びその実施方案を作成するほか、効果的な措置を講じ、音声環境品質を改善するよう求めています。また、計画及び実施方案は社会に公開する必要があるとしています。

(5) 騒音汚染を分類して防止し、発生状況に応じて正確な施策を実施

①工業騒音に対して、汚染排出許可管理制度、自主モニタリング制度を追加しました。騒音汚染を生む可能性のある新築、改築、拡張プロジェクトは、環境影響評価を行う必要があり、騒音汚染防止施設は主体工事と同時に設計、施工、使用開始しなければならず、生産前または使用前に、騒音汚染防止施設の検査を行い、社会に公開するよう定めています。

②建築施工騒音に対して、施工単位の騒音汚染防止責任を明確にし、騒音汚染防止費用を工事価格に入れるよう定めました。また、建設単位の自動モニタリング責任を明確にしたほか、夜間工事禁止の規定と低騒音の施工設備を優先的に使用する規定を追加しました。

③交通輸送騒音については、インフラの立地は騒音の影響を考慮しなければならず、インフラ関連工事の技術規範に騒音汚染防止の要求を入れ、地下鉄や鉄道の騒音防止を強化し、警報器の使用に対する管理を強化します。

④社会生活騒音について、騒音発生を減少させる良好な習慣の育成を奨励し、近隣騒音汚染を予防し、室内内装騒音を予防し、静かな地域の創造を奨励します。

(6) 騒音汚染を分類して防止し、発生状況に応じて正確な施策を実施

①広場でのダンスによる騒音で人々に迷惑をかけることを禁止しました。公共場所でのイベントを計画、実施する際には、イベントのエリア、時間帯、音量などに関する規定を遵守し、効果的な措置を講じて騒音汚染を防止する必要があります。公共場所の管理者は、娯楽、フィットネスなどの活動のエリア、時間帯、音量を規定し、措置を講じて監督管理を強化しなければなりません。

②自動車の轟音で人々に迷惑をかけることを禁止しました。マフラーを外す、壊す、追加するなどの無断改造を施した自動車を運転して轟音を轟かせたり疾走したりすることによる騒音汚染を明確に禁止し、自動車音響機器を使用する際には音量を制御しなければならないとしています。規定に違反した場合、公安機関交通管理部門が処罰します。

③バーなどの商業場所の騒音で人々に迷惑をかけることを禁止しました。文化・娯楽、スポーツ、飲食などの場所の経営管理者は、効果的な措置を講じて騒音汚染を防止、軽減しなければならず、また、商業経営活動において高音の放送用スピーカーを使用することや、継続的に高い声を発するその他の方法で広告宣伝を行ったりすることを禁止しています。

④以上の3つの行為について、制止、調停、処理を行っても制止できず、継続的に人々の正常な生活、仕事、学習を妨害している場合、またはその他の治安管理違反行為があった場合、公安機関が法に基づき治安管理処罰を与え、犯罪を構成する場合は法に基づいて刑事責任を追及します。

「『中華人民共和国騒音汚染防止法』について（3）」へ続く
(作成：会員部 許歆鐸)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国騒音汚染防止法」について（3）

Q: 2022年6月5日施行の新「中華人民共和国騒音汚染防止法」について、教えて下さい。

<法律法規><環境><騒音汚染>

A: 2021年12月24日、第13期全国人民代表大会常務委員会会議は「中華人民共和国騒音汚染防止法（中国語：中華人民共和国噪声污染防治法）」（以下、新版「騒音法」）を審議、可決しました。2022年6月5日より施行されます。これに伴い、1996年に制定、1997年に施行され、直近では2018年に改正された「中華人民共和国環境騒音汚染防止法」（以下、旧版「騒音法」）は廃止されます。

「中華人民共和国騒音汚染防止法」について（2）より続く

3. 新版「騒音法」の主たる改正内容

新版「騒音法」の改正内容のうち、生産経営活動との関連性が比較的高い内容は、以下の通りです（法律より抜粋）。二重とり消し線個所は改訂後に削除された内容、太字下線個所は、改訂後に追加または改訂された内容です

新版「騒音法」	備考
<p>第二条 本法でいうところの<u>環境騒音</u>とは、工業生産、建築施工、交通輸送及び社会生活において発生し、周囲の生活環境を妨害する音声を指す。</p> <p>本法でいうところの<u>環境騒音汚染</u>とは、<u>発生した環境騒音が、国家が規定する環境騒音排出基準を超えており、又は法律通りに措置を講じて騒音発生を防止する措置を講じておらず</u>、かつ、他人の正常な生活、仕事、学習を妨害する現象を指す。</p>	新版「騒音法」は、適用対象が人の生む騒音であり、環境騒音ではないことを明らかにしました。汚染を引き起こす騒音とは、排出基準を超えて排出される騒音又は防止措置が講じられていないことで発生する騒音を指します。
<p><u>第四条 騒音汚染の防止、処理は統一的に計画し、根本から予防、制御し、分類して管理し、社会で共に処理し、損害の責任を担うという原則を堅持しなければならない。</u></p>	騒音汚染防止の原則を追加しました。
<p><u>第六条 地方各級人民政府は、自行政区域の音声環境品質に責を負い、効果的な措置を講じて、音声環境の品質を改善しなければならない。</u></p> <p><u>国家は騒音汚染防止目標責任制及び審査評価制度を実施し、騒音汚染防止目標の完成状況を審査評価内容に組み入れる。</u></p>	各級政府の音声環境に対する責任を追加し、騒音汚染防止目標の達成状況を政府の審査評価内容に組み入れました。
<p><u>第七九条 いかなる単位又は個人も、音声環境を保護する義務を有し、環境騒音汚染を引き起こす単位や個人に対して検挙や告発を行う権利を有すると共に、法に基づき音声環境情報を取得し、騒音汚染の防止に参加、監督する権利を有する。</u></p> <p><u>騒音を排出する単位や個人は、効果的な措置を講じて騒音汚染を防止、軽減しなければならない。</u></p>	騒音の排出は効果的な措置を講じて騒音汚染を防止、軽減しなければならないという規定を追加し、第二条に追加した内容に対応させました。

第二章 騒音汚染防止の基準及び計画	騒音汚染防止基準及び計画に関する単独の章を追加しました。
<u>第十三条 国家は騒音汚染防止基準体系の建設を推進する。</u> <u>國務院生態環境主管部門及び國務院のその他の関連部門は、各自の職責の範囲内で、騒音汚染防止に関する基準を制定して整備し、基準間の接続や協調を強化する。</u>	騒音汚染防止基準体系の建設に関する内容を追加しました。
<u>第十四条 国務院生態環境主管部門は、機能区ごとにそれぞれ国家音声環境品質基準を制定する。</u> <u>県级以上の地方人民政府は、国家音声環境品質基準及び国土空間計画並びに用地の現状に基づいて、自行政区域内の各種音声環境品質基準の適用エリアを画定し、管理を行う。居住、科学研究、医療衛生、文化教育、機関団体の執務、社会福利等に用いる建築物を中心とするエリアを、騒音敏感建築物集中エリアと画定し、騒音汚染の防止を強化する。</u> <u>音声環境品質基準適用エリアの範囲や騒音敏感建築物集中エリアの範囲は、社会に公布しなければならない。</u>	国家や各級地方政府が各種音声環境品質基準を制定する権限を規定しました。
<u>第十五条 国務院生態環境主管部門は、国家音声環境品質基準及び国家経済、技術条件に基づき、国家環境騒音排出基準及び関連の環境振動制御基準を制定する。</u> <u>省、自治区、直轄市人民政府は、未だ国家騒音排出基準を制定していないものに対しては地方の騒音排出基準を制定することができ、既に国家騒音排出基準が制定されている場合は国家騒音排出基準より厳しい地方騒音排出基準を制定することができる。地方騒音排出基準は、國務院生態環境主管部門に報告し届出なければならない。</u>	環境振動制御基準を、騒音汚染防止基準体系に組み入れました。 各級地方政府が騒音排出基準を制定する権限を規定しました。
<u>第十六条 国務院標準化主管部門は、國務院発展改革、生態環境、工業情報化、住宅及び都市・農村建設、交通輸送、鉄道監督管理、民用航空、海事等の部門と共同で、騒音汚染を発生させる可能性のある工業設備、施工機械、自動車、鉄道車両、都市軌道交通の車両、民用航空機、機動船舶、電気・電子製品、建築付属設備等の製品に対し、音声環境保護の要求や国家経済、技術条件に基づき、その技術規範又は製品品質基準において騒音限界値を規定する。</u> <u>前項に規定する製品を使用する際に発生する騒音の限界値は、関連の技術文書に明記しなければならない。騒音限界値に合致しない製品の生産、輸入又は販売を禁止する。</u> <u>県级以上の人民政府市場監督管理等の部門は、生産、販売される騒音限界値のある製品に対して監督、抜き取り検査を実施し、エレベーター等の特殊設備を使用する際に発生する騒音については監督、抜き取り測定を行い、生態環境主管部門はこれに協力するものとする。</u>	工業設備、施工機械、自動車、鉄道車両、都市軌道交通車両、民用航空機、機動船舶、電気・電子製品、建築付属設備などの製品に対して騒音限界値を規定し、騒音限界値に合致しない製品の生産、輸入、販売を禁止する規定を追加しました。

「『中華人民共和国騒音汚染防止法』について（4）」へ続く

(作成：会員部 許歆鑑)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国騒音汚染防止法」について（4）

Q: 2022年6月5日施行の新「中華人民共和国騒音汚染防止法」について、教えて下さい。

<法律法規><環境><騒音汚染>

A: 2021年12月24日、第13期全国人民代表大会常務委員会会議は「中華人民共和国騒音汚染防止法（中国語：中華人民共和国噪声污染防治法）」（以下、新版「騒音法」）を審議、可決しました。2022年6月5日より施行されます。これに伴い、1996年に制定、1997年に施行され、直近では2018年に改正された「中華人民共和国環境騒音汚染防止法」（以下、旧版「騒音法」）は廃止されます。

『中華人民共和国騒音汚染防止法』について（3）より続く

3. 新版「騒音法」の主たる改正内容の続き

<p><u>第十四条 建設プロジェクトの環境騒音汚染防止施設の建設は、主体工事と一緒に設計し、同時に施工し、同時に稼働開始しなければならない。</u></p> <p><u>建設プロジェクトが稼働開始する前、又は使用する前に、その環境建設単位は、関連の法律法規の規定に従い、付帯建設する騒音汚染防止施設を国家が規定する基準や手順に従って検査し、検査報告書を作成し、かつ、社会に公開しなければならない。国家が規定する要求に達しない場合未検査又は検査不合格の場合、当該建設プロジェクトは稼働を開始し、又は使用してはならない。</u></p>	<p>建設単位による騒音汚染防止施設の検査を明確にしました。</p>
<p><u>第三十条 騒音を排出して深刻な汚染を招き、改善命令を受けても改正を拒否した場合、生態環境主管部門又は騒音汚染防止の監督管理職責を担うその他の部門は、騒音を排出する場所、施設、設備、工具、物品を差押え、押収することができる。</u></p> <p><u>第二十二三十四条 本法でいうところの工業騒音とは、工業生産活動において固定された設備を使用する際に発生し、周囲の生活環境を妨害する音を指す。</u></p>	<p>政府部門が騒音を排出する場所、施設、設備、工具、物品を差押え、押収できる権限を追加しました。</p> <p>「固定設備の使用」という前提を削除し、工業生産において発生し、周囲の生活環境を妨害する音は全て工業騒音に該当するとしました。</p>
<p><u>第三十五条 工業企業の立地選定は、国土空間計画及び関連の計画要求に合致しなければならず、県級以上の地方人民政府は計画要求に基づいて工業企業の配置を最適化し、工業騒音汚染を防止しなければならない。</u></p> <p><u>騒音敏感建築物集中エリアでは、騒音を排出する工業企業の新築を禁止し、工業企業を改築、拡張する場合は、効果的な措置を講じて工業騒音汚染を防止しなければならない。</u></p>	<p>騒音敏感建築物集中エリアにおける騒音排出工業企業の新築を禁止する規定を追加しました。</p>
<p><u>第二十五三十六条 環境汚染を生む 工業騒音を排出する工業企業、事業単位及びその他の生産経営者は、効果的な措置を講じて、振動を減らし、騒音を減少低減させ、法に基づき排出汚染許可証を取得し、又は汚染排出登記表に記入しなければならない。</u></p> <p><u>汚染排出許可管理を実施する単位は、汚染排出許可証なく工業騒音を排出して周囲の生活環境に影響を及ぼしてはならず、かつ、汚染排</u></p>	<p>工業企業は振動を減少させなければならないことを明確にしました。</p> <p>工業企業の汚染排出許可の取得または汚染排出の登記に関する規定、汚染排出許可に従つ</p>

日刊華鐘通信 No. 5296

華鐘コンサルタントグループ会員専用

2022年8月25日(木)

<u>出許可証の要求に従って騒音汚染を防止しなければならない。</u>	て騒音を排出するという規定を追加しました。
<u>第三十七条 区を置く市の市級以上的地方人民政府生態環境主管部門は、國務院生態環境主管部門の規定に従い、騒音排出、音声環境品質改善要求等の状況に基づいて、自行政区域の騒音汚染排出重点単位のリストを制定し、社会に公開して適時更新しなければならない。</u>	生態環境部門が騒音汚染排出重点単位リストを制定、公開する規定を追加しました。
<u>第三十八条 汚染排出許可管理を実施する単位は、規定に従って、工業騒音について自主モニタリングを行い、原始モニタリング記録を保存し、モニタリング結果を社会に公開し、モニタリングデータの真実性、正確性に責を負わなければならない。</u> <u>騒音汚染排出重点単位は、国家規定に従って騒音自動モニタリング設備を据付、使用、メンテナンスし、生態環境主管部門の監視設備とリンクさせなければならぬ。</u>	工業騒音の自主モニタリング及び自動モニタリングに関する規定や要求を追加しました。
<u>第四十条 建設単位は、規定に従って騒音汚染防止費用を工事価格に計上し、施工契約において施工単位の騒音汚染防止責任を明確にしなければならない。</u> <u>施工単位は、規定に従って騒音汚染防止実施案を制定し、効果的な措置を講じて振動を減少し、騒音を低減しなければならない。建設単位は、施工単位の騒音汚染防止実施案の実施を監督しなければならない。</u>	騒音汚染防止費用を工事価格に計上する規定を追加し、建設単位と施工単位が建築施工騒音の汚染防止において担う責任や義務を明確にしました。
<u>第四十七条 自動車のマフラーやクラクションは、国家規定に適合しなければならない。マフラーの撤去又は破壊、排気管の追加設置等の無断改造を施した自動車を運転し、爆音、疾走等により騒音汚染を招く行為を禁止する。</u> <u>自動車の音響機器を使用する際は、音量を制御し、騒音汚染を防止しなければならない。</u> <u>自動車はメンテナンスや保全を強化し、性能を良好な状態に保ち、騒音汚染を防止しなければならない。</u>	自動車のマフラーやクラクションは国家規定に適合すること、自動車使用における騒音汚染を防止する措置に関する規定を追加しました。
<u>第六十一条 文化娯楽、スポーツ、飲食等の場所の経営管理者は、効果的な措置を講じて騒音汚染を防止、軽減しなければならない。</u>	文化娯楽、スポーツ、飲食などの経営管理者の騒音汚染防止責任を追加しました。
<u>第四十四 六十三条 商業経営活動において高音放送スピーカーを使用し、又は高騒音を反復・継続して発出するその他の方法により広告宣伝を行う顧客を誘致することを禁止する。</u> <u>商業経営活動において発生するその他の騒音は、経営者が効果的な措置を講じて騒音汚染を防止しなければならない。</u>	騒音汚染を発生させる可能性のある施設や設備を使用する際の管理、商業活動において発生する騒音汚染の管理について、明確な要求を打ち出しました。
<u>第六十二条 商業経営活動においてエアコン、冷却塔、ポンプ、油煙淨化器、送風機、発電機、変圧器、ボイラー、積卸設備等、環境社会生活騒音を発生させる可能性のある設備、施設を使用する場合、企業事業単位及びその他の経営管理者等は、配置の最適化、集中排出等の措置を講じて、その境界騒音が國家の規定する環境騒音排出基準を超えないようにし、騒音汚染を防止、軽減しなければならない。</u>	

「『中華人民共和国騒音汚染防止法』について（5）」へ続く

(作成：会員部 許歆鑄)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「中華人民共和国騒音汚染防止法」について（5）

Q: 2022年6月5日施行の新「中華人民共和国騒音汚染防止法」について、教えて下さい。

<法律法規><環境><騒音汚染>

A: 2021年12月24日、第13期全国人民代表大会常務委員会会議は「中華人民共和国騒音汚染防止法（中国語：中華人民共和国噪声污染防治法）」（以下、新版「騒音法」）を審議、可決しました。2022年6月5日より施行されます。これに伴い、1996年に制定、1997年に施行され、直近では2018年に改正された「中華人民共和国環境騒音汚染防止法」（以下、旧版「騒音法」）は廃止されます。

「「中華人民共和国騒音汚染防止法」について（4）」より続く

4. 法的責任

新版「騒音法」では法的責任が強化され、特に罰金の額について具体的に規定しています（下表参照）。これにより、法律執行部門の執行の法的根拠が明確になりました。

違法行為	法的責任	備考
①監督検査の拒否、妨害 ②監督検査を受けたときのごまかし	①改善を命令し、罰金2万～30万元	第71条
①騒音限界値を超える製品の生産、輸入、販売 ②旧型機器の生産、輸入、販売、使用 ③淘汰されたプロセスの採用	①改善命令、違法所得の没収、製品代金の1～3倍の罰金 ②情状が重大な場合、業務停止、閉鎖を命令	第72条
①建設防音設計基準どおりに騒音敏感建築物を建設していない	①改善を命令し、建設工事契約代金の2～4%の罰金	第73条
①建設禁止区域に航空と無関係な騒音敏感建築物を新築した	①違法行為の停止を命令し、建設工事契約代金の2～10%の罰金、撤去命令	第73条
①騒音敏感建築物集中エリアに、騒音を排出する工業企業を新築した ②騒音敏感建築物集中エリアで工業企業を改築、拡張し、効果的な措置を講じて工業騒音汚染を防止していない	①違法行為の停止を命令し、罰金10～50万元、閉鎖命令	第74条
①排出許可なく工業騒音を排出した ②騒音排出基準を超えて工業騒音を排出した	①改善命令または生産の制限、生産停止及び整頓を命令、罰金2万～20万元 ②情状が重大な場合、業務停止、閉鎖を命令	第75条
①汚染排出許可管理単位が規定通りに自主モニタリングを行わず、原始モニタリング記録を保存していない、または社会にモニタリング結果を公開していない	①改善を命令し、罰金2万～20万元 ②改善を拒否した場合、生産制限、生産停止及び整頓を命令	第76条

②騒音汚染排出重点単位が規定通りに自動モニタリングを行っていない、または政府監視設備とネットワーク接続していない		
①基準を超えて建築工事騒音を排出した ②騒音敏感建築物集中エリアでの夜間施工を規定通りに行っていない。	①改善を命令し、罰金 1 万～10 万元 ②改善を拒否した場合、施工の一時停止を命令することができる	第 77 条
①騒音汚染防止費用を工事価格に計上していない ②規定通りに騒音汚染防止方案を制定していない、効果的な措置による振動防止、騒音低減をしていない ③騒音敏感建築物集中エリアでの施工で、自動モニタリングを行っていない、監督部門とネットワーク接続していない、原始モニタリング記録を保存していない ④連続施工作業を付近の住民に公告していない	①改善を命令し、罰金 0.5 万～5 万元 ②改善を拒否した場合、罰金 5 万～20 万元	第 78 条
①基準を超える社会生活騒音の排出 ②高音スピーカーを使用した、または高ノイズを反復継続する方法での広告キャンペーン ③商業経営における騒音について効果的な措置を講じていない	①改善を命令し、罰金 0.5 万～5 万元 ②改善を拒否した場合、罰金 5 万～20 万元	第 81 条
①騒音敏感建築物集中エリアで高音スピーカーを使用した ②公共の場所で娯楽、フィットネス活動を実施し、効果的な措置を講じて騒音汚染を防止していない、または大音量を発生させている ③竣工して使用に引き渡した建築物内で室内内装を行う際に、限定された時間内に施行していない、または効果的な措置をとらず、騒音汚染を発生させている ④違法で社会生活の騒音汚染を招くその他の行為	①説諭、改善命令 ②改善を拒否した場合、警告を与え、個人は罰金 200～1000 元、企業は罰金 0.2 万～2 万元	第 82 条

5. あとがき

新版「騒音法」の公布に伴い、騒音汚染の防止に関する中国政府の管理が更に重視されることになりました。また、様々な規定や要求がより明確にされ、実行性が向上し、企業も個人も重視すべきであるということが示されました。

新版「騒音法」の実施後、関連の付帯文書は更に整備が必要であり、騒音汚染防止基準や振動制御基準体系などの構築も一定の期間を必要としています。

弊社では今後も関連の法律法規や基準体系の構築に注目し、会員企業にご紹介してまいります。

以上

(作成：会員部 許歆鑑)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「データ出国安全評価弁法」及び 「データ出国安全評価申告ガイド(第一版)」について(1)

Q:新たに施行される「データ出国安全評価弁法」について、教えて下さい。

<法律法規><データ出国><安全評価><データ処理者><インターネット><個人情報>

A: 2022年7月7日、国家インターネット情報弁公室は「データ出国安全評価弁法（中国語：数据出境安全評価弁法）」（以下、「弁法」）を公布しました。2022年9月1日より施行されます。また「弁法」の実施に合わせて、8月31日、国家インターネット情報弁公室は「データ出国安全評価申告ガイド（第一版）（中国語：数据出境安全評価申報指南）」（以下、「申告ガイド」）を公布しました。データ処理者が、業務上の必要性で国外へデータを提供する確たる必要があり、データ出国安全評価が適用される状況に合致する場合、「弁法」の規定に基づき、「申告ガイド」に従ってデータ出国安全評価を申告する必要があります。

1. 「弁法」の実施背景及びデータ出国活動の定義

(1) 背景

近年、デジタル経済の活発な成長に伴い、データの越境行為は日々頻度を増し、データ処理者のデータ出国需要は急速に高まっています。あわせて、国や地域の法律制度、保護水準の相違により、データ出国の安全リスクも顕著になっています。そのため、「弁法」の制定、公布は、「ネットワーク安全法」（2016年公布）、「データ安全法」（2021年公布）、「個人情報保護法」（2021年公布）のデータ出国に関する規定を実行する重要な措置であり、データ出国活動を更に規範化し、個人情報の権益を保護し、国家の安全や社会公共の利益を保護し、データ跨境の安全や自由な流動を促進することを目的としています。

(2) データ出国活動の定義

「弁法」でいうところのデータ出国活動とは、以下の内容を指します。

- ①データ処理者が国内での運営において収集、生成したデータを国外へ転送したり国外で保存したりすること。
- ②データ処理者が収集、生成したデータを国内に保存し、国外の機関、組織又は個人がアクセスでき、又は呼び出せること。

2. 「弁法」の重点内容

(1) データ出国安全評価の申告を要する4種類の状況

「弁法」は、データ出国安全評価を申告すべき状況について、以下のように規定しています（以下、「弁法」より抜粋、太字下線箇所は重点内容）。

第4条 データ処理者が国外にデータを提供し、以下の状況のうちひとつに該当する場合、所在地の省級ネットワーク情報部門を通じて国家ネットワーク情報部門にデータ出国安全評価を申告しなければ

ならない。

- (1) データ処理者が国外に重要なデータを提供する場合
- (2) 重要情報インフラ運営者や100万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合
- (3) 前年の1月1日から累計で国外に10万人の個人情報又は1万人のデリケートな個人情報を提供したデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合
- (4) 国家ネットワーク情報部門が規定する、データ出国安全評価の申告を必要とするその他の状況

(2) データ出国安全評価の主な評価内容

「弁法」が定めるデータ出国安全評価の重点事項は以下の通りです。

第8条 データ出国安全評価は、データ出国活動が国家の安全、公共の利益、個人又は組織の合法的権益にもたらす可能性のあるリスクを重点的に評価し、主として以下の項目が含まれる。

- (1) データ出国の目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性
- (2) 国外の接受側が所在する国又は地域のデータ安全保護政策法規、ネットワークセキュリティ環境が出国データの安全に与える影響。国外の接受側のデータ保護水準が、中華人民共和国の法律、行政法規の規定や強制性国家基準の要求に達しているか否か
- (3) 出国データの規模、範囲、種類、デリケートの程度、出国中及び出国後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は不正取得、不正利用されるリスク
- (4) データの安全や個人情報の権益が充分、かつ、有効に保障されているか否か
- (5) データ処理者と国外の接受側が締結しようとする法律文書において、データの安全保護責任義務が充分に約定されているか否か
- (6) 中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況
- (7) 国家ネットワーク情報部門が評価を要すると認識するその他の項目

「『データ出国安全評価弁法』及び

『データ出国安全評価申告ガイド（第一版）』について（2）」へ続く

（作成：公関部 翁穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「データ出国安全評価弁法」及び 「データ出国安全評価申告ガイド(第一版)」について(2)

Q:新たに施行される「データ出国安全評価弁法」について、教えて下さい。

<法律法規><データ出国><安全評価><データ処理者><インターネット><個人情報>

A: 2022年7月7日、国家インターネット情報弁公室は「データ出国安全評価弁法（中国語：数据出境安全評価弁法）」（以下、「弁法」）を公布しました。2022年9月1日より施行されます。また「弁法」の実施に合わせて、8月31日、国家インターネット情報弁公室は「データ出国安全評価申告ガイド（第一版）（中国語：数据出境安全評価申報指南）」（以下、「申告ガイド」）を公布しました。データ処理者が、業務の必要により国外へデータを提供する確たる必要があり、データ出国安全評価が適用される状況に合致する場合、「弁法」の規定に基づき、「申告ガイド」に従ってデータ出国安全評価を申告する必要があります。

「『データ出国安全評価弁法』及び

『データ出国安全評価申告ガイド（第一版）』について（1）より続く

2. 「弁法」の重点内容の続き

(3) データ出国の主な流れ

「弁法」は、「事前評価」、「評価の申告」、「評価の実施」、「再評価と出国の終了」といったデータ出国の主な流れを明確にしています。このうち、「評価の実施」後に取得したデータ出国安全評価結果の有効期間は2年であり、有効期間が満了し、データ出国活動を継続する必要があれば、データ処理者が有効期間満了の60営業日前に新たに評価を申告する必要があります。

①データ処理者によるデータ出国リスク自主評価の事前実施

原則として、データ処理者はデータ出国活動が発生する前に申告し、データ出国安全評価に合格しなければなりません。実践において、データ処理者は、国外の接受側とデータ出国に関する契約またはその他の法的効力を有する文書（※）を締結する前に、リスク自己評価を行う必要があります。法律文書を締結した後に評価を申告する場合は、法律文書の中で当該文書はデータ出国安全評価に合格した上で発効するものであると明記し、評価不合格により発生し得る損失を回避されることをお勧めします。

第5条 データ処理者は、データ出国安全評価を申告する前に、データ出国リスクの自主評価を行い、以下の事項を重点的に評価しなければならない。

- (1) データ出国や国外の接受側がデータを処理する目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性
- (2) 出国データの規模、範囲、種類、デリケートの程度、データ出国が国家の安全、公共の利益、個人又は組織の合法的権益にもたらす可能性のあるリスク
- (3) 国外の接受側が負担を承諾した責任義務、責任義務を履行する管理及び技術措置、能力等が出国データの安全を保障できるか否か
- (4) データ出国中や出国後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は不正取得、不正利用されるリスク、

個人情報権益保護のルートが円滑であるか否か等

- (5) 国外の接受側と締結しようとするデータ出国に関する契約又は法的効力を有するその他の文書等
(以下、法律文書と総称する)が、データセキュリティの保護責任義務を充分に約束しているか否か
- (6) その他、データ出国の安全に影響を及ぼす可能性のある事項

データ処理者が国外の接受側と締結したデータ出国関連契約などの法律文書により良く対応できるよう、「弁法」では特に、法律文書に明記すべき、双方が担うデータセキュリティ保護に関する責任や義務について明確にしています。

第9条 データ処理者は、国外の接受側と締結する法律文書において、データの安全保護責任義務を明確に約定しなければならず、少なくとも以下の内容を含む。

- (1) データ出国の目的、方式及びデータの範囲、国外の接受側がデータを処理する用途、方式等
- (2) 国外におけるデータの保存場所、期限、及び保存期限満了後や約定した目的を完了した後、又は法律文書が終了した後の出国データの処理措置
- (3) 国外の接受側が出国データを他の組織、個人に再移転したときの拘束性要求
- (4) 国外の接受側の、実質支配権又は経営範囲に実質的な変化が発生し、又は所在国、地域のデータ安全保護政策法規やネットワーク安全環境に変更が生じたり、その他の不可抗力が発生し、データの安全を保障し難くなった場合に採るべき安全措置
- (5) 法律文書にて約定したデータ安全保護義務に違反した場合の救済措置、違約責任及び紛争解決の方針
- (6) 出国データが改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は不正取得、不正利用された場合に、適切な応急処置を採る要件や個人がその個人情報権益を保護するルートや方式

②評価の申告

データ出国安全評価を申告すべき4種類の状況のうちひとつに該当する場合、データ処理者は所在地の省級ネットワーク情報部門を通じて国家ネットワーク情報部門にデータ出国安全評価を申告し、以下の資料を提出します。

第6条 データ出国安全評価を申告する場合、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申告書
- (2) データ出国リスク自主評価報告
- (3) データ処理者と国外の接受側が締結しようとする法律文書
- (4) 安全評価作業に必要なその他の資料

「『データ出国安全評価弁法』及び

『データ出国安全評価申告ガイド（第一版）』について（3）」へ続く

（作成：公関部 愈穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 「データ出国安全評価弁法」及び 「データ出国安全評価申告ガイド(第一版)」について(3)

Q:新たに施行される「データ出国安全評価弁法」について、教えて下さい。

<法律法規><データ出国><安全評価><データ処理者><インターネット><個人情報>

A: 2022年7月7日、国家インターネット情報弁公室は「データ出国安全評価弁法(中国語: 数据出境安全評価弁法)」(以下、「弁法」)を公布しました。2022年9月1日より施行されます。また「弁法」の実施に合わせて、8月31日、国家インターネット情報弁公室は「データ出国安全評価申告ガイド(第一版)(中国語: 数据出境安全評価申報指南)」(以下、「申告ガイド」)を公布しました。データ処理者が、業務の必要により国外へデータを提供する確たる必要があり、データ出国安全評価が適用される状況に合致する場合、「弁法」の規定に基づき、「申告ガイド」に従ってデータ出国安全評価を申告する必要があります。

「『データ出国安全評価弁法』及び

『データ出国安全評価申告ガイド(第一版)』について(2)より続く

2. 「弁法」の重点内容

(3) データ出国の主な流れの続き

③国家ネットワーク情報部門による評価

省級ネットワーク情報部門は、申告資料を受領した日から5営業日以内に完全性検査を完了し、国家ネットワーク情報部門に提出します。国家ネットワーク情報部門は、申告資料を受領した日から7営業日以内に受理の可否を確定します。受理する場合は、書面の受理通知書を発行した日から45営業日以内にデータ出国安全評価を完了します。状況が複雑、または資料の補充や訂正を必要とする場合は、時間を適切に延長することができ、データ処理者に予定する延期期間を通知します。データ処理者は、評価結果に異議がある場合、評価結果を受領した後15営業日以内に、国家ネットワーク情報部門に再評価を申請することができ、評価結果は最終結論とします。

④再評価と出国の終了

評価結果の有効期間は2年であり、期間満了した場合、または有効期間中に「弁法」の中で以下のように規定する再評価の状況が発生した場合、データ処理者は新たにデータ出国安全評価を申告する必要があります。既に評価を経たデータ出国活動が実際の処理過程でデータ出国安全管理要求に適合しなくなり、国家ネットワーク情報部門の書面通知を受けた場合、データ処理者はデータ出国活動を終了しなければなりません。データ処理者が引き続きデータ出国活動を行う必要がある場合、要求に従って修正し、修正が完了した後に新たに評価を申告します。

第14条 データ出国安全評価の結果の有効期間は2年で、評価結果の発行日から起算する。有効期間内に以下の状況のうち一つが生じた場合、データ処理者は新たに評価を申告しなければならない。

- (1) 国外にデータを提供する目的、方式、範囲、種類及び国外の接受側がデータを処理する用途、方式に変更が生じ、出国データの安全に影響を及ぼす場合、又は個人情報や重要データの国外保存期限を延長する場合
- (2) 国外の接受側の所在国・地域のデータセキュリティ保護政策法規やネットワークセキュリティ環境の変更、その他の不可抗力事由の発生、データ処理者又は国外の接受側の実質支配権の変更、データ処理者と国外の接受側との法律文書の変更等が出国データの安全に影響を及ぼす場合
- (3) 出国データの安全に影響を及ぼすその他の状況が発生した場合

また、「弁法」は、「弁法」の規定に違反した場合、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」などの法律法規の規定に基づいて処理し、犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及すると定めています。

3. 「弁法」を有効に実施するための操作マニュアル——「申告ガイド」

「弁法」は2022年9月1日から施行されていますが、データ処理者がデータ出国安全評価の申告を規範的に秩序正しく実施するよう指導し、サポートするために、国家インターネット情報弁公室は8月末、特別に「データ出国安全評価申告ガイド（第一版）」（以下、「申告ガイド」）を公布し、データ出国安全評価の申告方式、申告の流れ、必要資料などの具体的な要件について解説しています。

このうち、申告資料中の「データ出国安全評価申告表」や「データ出国リスク自主評価報告」など一部の内容については、「申告ガイド」が更に関連の電子版テンプレート（右図）を付し、記入方法を説明しています。

また、申請過程において疑問がある場合には、申請過程において不明な点があった場合の問い合わせ先についても明記しています。

（電子メール：sjcj@cac.gov.cn 連絡先：010-55627135）

このように、データ出国安全評価が適用される状況に合致するデータ処理者は、業務の必要により国外にデータを提供する確たる必要がある場合、できるだけ早く「弁法」や「申告ガイド」などの規定に従って事実のとおりにデータ出国安全評価を申告するよう求められています。

二、数据出境安全评估申报表			
01 数据处理者情况	单位名称	单位性质	
	单位注册地	办公所在地	
	有效期	邮政编码	
	注册资金	员工数量	
	主营业务		
统一社会信用代码			
02 法定代表人信息	姓名	职务/国籍	
	联系电话	电子邮箱	
	证件类型	证件号码	
	姓名	职务/国籍	
	联系电话	电子邮箱	
03 数据安全负责人和管理机构信息	证件类型	证件号码	
	机构名称	机构人数	
	姓名	职务/国籍	
	联系电话	电子邮箱	
	证件类型	证件号码	
04 经办人信息			
05 数据出境业务描述			
06 数据出境的目的			
07 数据出境的方式			
08 数据出境链路			
09 拟出境数据情况	数据类型	<input type="checkbox"/> 重要数据 <input type="checkbox"/> 个人信息 敏感程度（如为个人信息）	
	数据规模	MB/GB/TB	涉及行业/领域
	涉及自然人 数量		涉及重要 数据数量
	境外接收方 名称		所在国家 或者地区
	所在地址		注册登记号码
10 境外接收方情况			

以上

（作成：公関部 愉穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 増值税期末「留抵税額」還付政策について（1）

Q:コロナ禍において、国家財税部門は相次ぎ一連の税収優遇政策を打ち出して企業を支援しました。このほど公布された増值税期末「留抵税額」還付政策と企業への影響について、教えて下さい。（※「留抵税額」＝売上增值税より仕入增值税が多い場合に生じる差額）

<政策法規><增值税><期末留抵税額還付><小型零細企業><製造業>

A:2022年3月21日、財政部及び税務総局は共同で「増值税期末留抵税額還付政策の実施を更に強化することに関する公告（中国語：关于进一步加大增值税期末留抵退税政策实施力度的公告）」（財政部、税務総局公告2022年第14号、以下「14号公告」）を公布しました。2022年4月1日より施行されます。

1. 「14号公告」に関連する法的根拠

数年来、国家財税部門は增值税分野においてどのように政策を利用して企業の資金圧力を緩和するかを検討し、消費投資の促進において改革や探求を続けてきました。近年公布された主な付帯政策は以下の通りです。

No.	法規名称	備考
1	「 <u>增值税改革関連政策の深化に関する公告</u> 」 (2019.3.20) (財政部 税務総局 税関総署公告2019年第39号)	2019年4月1日より、增值税期末「留抵税額」還付制度を試行
2	「 <u>增值税期末留抵税額還付手続きに関する事項についての公告</u> 」(2019.4.30)（国家税務総局公告2019年第20号、以下「20号公告」）	「留抵税額」還付手続きの各段階における徵收管理を明確化
3	「 <u>增值税期末留抵税額還付政策の実施を更に強化することに関する公告</u> 」(2022.3.21)（財政部、税務総局公告2022年第14号）	留抵税額還付の更なる強化に係る徵收管理事項についての補充規定
4	上記3件の付帯徵收管理文書「 <u>增值税期末留抵税額還付政策実施の更なる強化に係る徵收管理事項についての公告</u> 」(2022.3.21)（国家税務総局公告2022年第4号）	

今回の「14号公告」の発表もまさに、小型零細企業や製造業などの業界の発展を支援し、コロナ禍で下振れする市場主体の自信を高め、活力を刺激するものです。

2. 「14号公告」のポイント

(1) 適用対象を拡大

「14号公告」は、適用対象を従来の先進製造業から、条件を満たす小型零細企業（全業種）及び大中型企業（指定6製造業などの業界）に拡大しました。

- ① 企業タイプの確定：最近国が公布した、一部特定企業に対する税収緩和、設備器具の控除、「六税二費」減免などの政策において、中小零細企業の定義が異なるため、企業は優遇政策の適用を選択する際に、判断し確認する必要があります。
- ② 「14号公告」中の中小零細企業は、主に「中小企業区分基準規定」（工信部連企業〔2011〕300号）及び「金融業企業区分基準規定」（銀發〔2015〕309号）の営業収入指標、資産総額指標に基づいて確定されます。指定産業を例にとると、以下の通りです。

指定6産業	中型企業	小型企業	零細企業
製造業	従業員数：300人以上 且つ 営業収入：2,000万元以上	20人以上 且つ 300万元以上	20人以下 または 300万元以下
電力、熱力、ガス、水の生産供給業			
ソフトウェア及び情報技術サービス業	従業員数：100人以上 且つ 営業収入：1,000万元以上	10人以上 且つ 50万元以上	10人以下 または 50万元以下
交通輸送	従業員数：300人以上 且つ 営業収入：3,000万元以上	20人以上 且つ 200万元以上	20人以下 または 200万元以下
倉庫業	従業員数：100人以上 且つ 営業収入：1,000万元以上	20人以上 且つ 100万元以上	20人以下 または 100万元以下
郵政業	従業員数：300人以上 且つ 営業収入：2,000万元以上	20人以上 且つ 100万元以上	20人以下 または 100万元以下
科学研究及び技術サービス業	増值税販売額（年）： 1億元未満	2,000万元未満	100万元未満
生態保護及び環境整備業			

注：上記6産業の企業とは、これら6産業に関連する業務に従事し、増值税販売額の全増值税販売額に占める割合が50%を超える納税人を指す。

「増值税期末「留抵税額」還付政策について（2）」へ続く
(作成：税務コンサルティング部 李靄)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 増值税期末「留抵税額」還付政策について（2）

Q:コロナ禍において、国家財税部門は相次ぎ一連の税収優遇政策を打ち出して企業を支援しました。このほど公布された増值税期末「留抵税額」還付政策と企業への影響について、教えて下さい。（※「留抵税額」＝売上增值税より仕入增值税が多い場合に生じる差額）

<政策法規><增值税><期末留抵税額還付><小型零細企業><製造業>

A:2022年3月21日、財政部及び税務総局は共同で「増值税期末留抵税額還付政策の実施を更に強化することに関する公告（中国語：关于进一步加大增值税期末留抵退税政策实施力度的公告）」（財政部、税務総局公告2022年第14号、以下「14号公告」）を公布しました。2022年4月1日より施行されます。

「増值税期末『留抵税額』還付政策について（1）」より続く

(2) 増加した「留抵税額」の一括還付

「14号公告」公布前は、条件を満たす企業は増加「留抵税額」の還付のみ申請することができました。現在は、条件を満たす企業は更に既存「留抵税額」の一括還付を申請することができ、それによって企業のキャッシュフローの圧力を大きく緩和することができます。

「14号公告」公布後の、各種企業の增值税「留抵税額」還付の概要は以下の通りです。

- ① 条件を満たす零細企業：2022年4月の納税申告期より、増加「留抵税額」の還付を申請し（月ごと）、既存「留抵税額」の還付を申請する（一括）。
- ② 条件を満たす小型企業：2022年4月の納税申告期より、増加「留抵税額」の還付を申請し（月ごと）、5月より既存「留抵税額」の還付を申請する（一括）。
- ③ 条件を満たす中型企業：2022年4月の納税申告期より、増加「留抵税額」の還付を申請し（月ごと）、7月より既存「留抵税額」の還付を申請する（一括）。
- ④ 条件を満たす大型企業：2022年7月の納税申告期より、既存「留抵税額」の還付を申請する（一括）。
- ⑤ 「14号公告」に合致しないが2019年「20号公告」の要求を満たすその他の企業は、「20号公告」に基づき増加「留抵税額」の還付手続きをすることができるが、既存「留抵税額」の還付手続きはできない。

注1：増加「留抵税額」：当期の期末「留抵税額」が2019年3月末の期末「留抵税額」を上回る差額。

既存「留抵税額」が還付された後、当期の期末「留抵税額」となる。

注2：既存「留抵税額」：当期の期末「留抵税額」と2019年3月31日の期末「留抵税額」を比較して小さいほう。

(3) 仕入構成比率の計算に組み入れる控除証憑の種類範囲の拡大

「14号公告」第8項によると、還付を許可する「留抵税額」の計算式は以下の通り。

還付が許可される増加（既存）「留抵税額」 = 増加（既存）「留抵税額」 × 仕入構成比率 × 100%
そのうち、

仕入構成比率 = 2019年4月から還付申請前の税金所属期間に控除済の増価税専用発票（「増価税専用発票」の文字のある全面デジタル化電子発票、税務管理自動車販売統一発票を含む）、有料道路通行料増価税電子普通発票、税関輸入増価税専用納付書、納税証明に記載された増価税額 / 同期の全ての控除済仕入増価税税額

「20号公告」に比べ、「14号公告」では、仕入構成比率を計算する分子（控除証憑の種類）に2種類の証憑（「増価税専用発票」の文字のある全面デジタル化電子発票、有料道路通行料増価税電子普通発票。上記太字下線個所）が追加されています。

企業は、計算の際に仕入増価税額から転出する部分を分子、分母から減額する必要はなく、「留抵税額」の還付手続きを行った後、「留抵税額」還付期間の仕入増価税額については、それに対応する計上済加算控除額から転出する必要はありません。

(4) 還付申請申告期間の延長

「14号公告」は、2022年4月～6月の「留抵税額」還付申請期間を、毎月最終営業日まで延長することを明らかにしました。但し、納税人はなお、当期の増価税納税申告を完了した後に「留抵税額」の還付申請を行う必要がありますので、ご注意下さい。

(5) 納税人が同時に満たすべき条件

「14号公告」は、「20号公告」中の必須条件を廃止しました。廃止項目には、6ヶ月連続（四半期ごとに納税する場合は、2四半期連続）で増加「留抵税額」がゼロより大きい場合で、且つ6ヶ月目の増加「留抵税額」が50万元を下回らないという内容が含まれます。

但し、「14号公告」政策が適用される納税人は、以下の条件を同時に満たす必要があります。

- ① 納税信用等級がA級またはB級である。
- ② 税金還付申請前36ヶ月間に、「留抵退税」の詐取、輸出の増価税還付の詐取、虚偽の増価税専用発票発行などの状況が発生していない。
- ③ 税金還付申請前36ヶ月間に、脱税により税務機関から処罰を受けた回数が2回以上無い。
- ④ 2019年4月1日以降に、徵収即還付、先に徵収して後に返還（還付）の政策を享受していない。

今回の「14号公告」の公布は、各種市場主体の困難を解決する直接的で効率的な措置を提供し、小型零細企業や製造業などの産業の成長を大いに支援し、企業のキャッシュフロー圧力の緩和に役立つことは間違ひありません。今後、国家税務機関も積極的に措置を講じ、納税人の「留抵税額」還付手続きを規範的、効果的に進めることです。

企業は、税金還付を申請する際に、増価税の「留抵」に関する管理制度を構築して整備し、増価税の日常的なコンプライアンス管理を強化し、仕入れ増価税と「留抵税額」の正確な計算を確保して、違反による税金還付資格の喪失を防止されるようご提案します。新政策公布の後、税務機関が継続的に調整を行い、税金還付の流れが最適化されることを考慮し、企業は、後続政策の公布に注目し、積極的に主管税務機関とのコミュニケーションをとり、関連政策の実際の操作基準を適時把握されるようご提案致します。

以上

（作成：税務コンサルティング部 李靄）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 小型薄利企業「六税二費」減免政策について（1）

Q:コロナ禍において、国家財政部門は相次いで税収優遇政策を公布し、企業の発展を支援しました。このほど公布された「六税二費」の減免に関する優遇政策が適用される範囲やケースについて、教えて下さい。

<政策法規><小型薄利企業><税収減免>

A:2022年3月初め、国家財税部は、增值税小規模納税人、小型薄利企業などに関する「小型薄利企業『六税二費』減免政策の更なる実施に関する公告（中国語：關于進一步實施小微企業〈六稅兩費〉減免政策的公告）」（財政部 稅務総局公告 2022年第10号）、及び「国家税務総局の、小型薄利企業『六税二費』減免政策の更なる実施に係る徵收管理問題についての公告（中国語：國家稅務總局關于進一步實施小微企業〈六稅兩費〉減免政策有關征管問題的公告）」（国家税務総局公告 2022年第3号）を公布しました。2件の「公告」の執行期限はいずれも 2022年1月1日～2024年12月31日の3年間であり、具体的な税収優遇によって更に小型薄利企業の成長を支援するものです。

1. 「公告」でいう「六税二費」の範囲

六税：資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を含まない）、耕地占用税

二費：教育費附加、地方教育附加

「公告」は、各地政府が 50%の税額割合以内で自ら確定することができるとしています。例えば、上海市が 50%減免を適用すれば、2022年1月1日から 2024年12月31日までの間、上記「六税二費」の課税額は従来年度より半分に減免されることになります。

2. 「公告」の適用対象

「公告」の適用対象は、增值税小規模納税人、小型薄利企業、個人商工業者です。小規模納税人や個人商工業者の判定は明確で、このカテゴリに該当すれば直接申告して優遇を受けることができますので、ここでは小型薄利企業の判定条件や優遇を受ける方法について、下表でご説明します。

分類対象	判定基準	優遇政策を享受する方法
小規模納税人（新規設立企業を含む）、個人商工業者	-	直接申告して享受
小型薄利企業 *以下の4条件を同時に満たすこと。 ①国家が制限、禁止していない産業に従事している	一般納税人 (既設企業) 企業所得税の 年度精算結果 に従い判断	優遇期間は、上半期、下半期ごとに適用基準が異なる。 (例) 2022年1月1日～6月30日：2020年度 の精算結果に基づき小型薄利企業か否

日刊華鐘通信 No. 5244

華鐘コンサルタントグループ会員専用

2022年6月14日(火)

る。 ②年度課税所得額が300万元を超えない。 ③従業員数が300人を超えない。 ④総資産額が5,000万元を超えない。			かを判断し、享受の可否を決定。 2022年7月1日～2023年6月30日：2021年度の精算結果に基づき享受の可否を判断。 2023年7月1日～2024年6月30日：2022年度の精算結果に基づき享受の可否を判断。 2024年6月30日～2024年12月31日： 2023年度の精算結果に基づき享受の可否を判断。
	一般納稅人 (新設企業)	初年度精算前に、「年度課税所得額」以外の3条件を同時に満たす場合 初年度精算後、結果に従い享受の可否を判断	直接小型薄利企業として優遇を享受。 *初回精算後、精算結果に基づいて訂正する必要はない。 ①第1回精算後、小型薄利企業に該当することが確定した場合、精算処理をした翌月の1日から翌年6月30日まで、優遇を享受する。小型薄利企業に該当しないことが確定した場合、精算処理をした翌月の1日から翌年6月30日まで、優遇を受けることができない。 ②1回ごとに申告する場合、初めて精算後に小型薄利企業に該当しないことが確定した日から翌年6月30日まで、優遇を受けることができない。

「小型薄利企業『六税二費』減免政策について（2）」～続く
(作成：税務コンサルティング部 申 英梅)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 小型薄利企業「六税二費」減免政策について（2）

Q:コロナ禍において、国家財政部門は相次いで税収優遇政策を公布し、企業の発展を支援しました。このほど公布された「六税二費」の減免に関する優遇政策が適用される範囲やケースについて、教えて下さい。

<政策法規><小型薄利企業><税収減免>

A:2022年3月初め、国家財税部は、增值税小規模納税人、小型薄利企業などに関する「小型薄利企業『六税二費』減免政策の更なる実施に関する公告（中国語：關于進一步實施小微企業〈六稅兩費〉減免政策的公告）」（財政部 稅務総局公告 2022年第10号）、及び「国家税務総局の、小型薄利企業『六税二費』減免政策の更なる実施に係る徵收管理問題についての公告（中国語：國家稅務總局關于進一步實施小微企業〈六稅兩費〉減免政策有關征管問題的公告）」（国家税務総局公告 2022年第3号）を公布しました。2件の「公告」の執行期限はいずれも 2022年1月1日～2024年12月31日の3年間であり、具体的な税収優遇によって更に小型薄利企業の成長を支援するものです。

「小型薄利企業「六税二費」減免政策について（1）」より続く

3. 増值税小規模納税人が一般納税人に登記転換する場合

- 小規模納税人が登記変更する前：規定に従い直接優遇を享受する。
- 一般納税人に登記変更した後：発効日より、小型薄利企業の4条件に基づいて優遇享受の可否が判断される。
例：企業が2022年4月に一般納税人に転換した場合、1～3月分の「六税二費」を申告する際には小規模納税人として優遇を受け、4月以降に「六税二費」を申告する際に、小型薄利企業の基準に合致すれば、引き続き享受できます。合致しない場合、その後は享受できません。

4. 申告方法

今回の減免優遇は、自己申告による享受の方式をとり、納税人が別途追加的に資料を提出する必要はないとしています。納税人は、申告の際に自らの実際状況に基づいて直接申告フォームにチェックを入れればよく、例えば減免政策適用主体の選択、減免政策適用の開始・終了期間などは、システムが自動的に対応する減免性質コードを記入し、自動的に減免税額を計算します。

関連の申告表は以下のように改訂されていますので、ご注意下さい。

- ① 「財産及び行為税減免税明細申告 付表」
- ② 「(增值税及び付加税費申告表（一般納税人適用）添付資料（五）」
- ③ 「(增值税及び付加税費前納表) 添付資料」
- ④ 「(消費税及び付加税費申告表) 付表6（消費税付加税費計算表）」

5. 優遇政策の重複

增值税小規模納税人、小型薄利企業、個人商工業者は、既に法に基づいて他の優遇政策を享受していても、「公告」により明確になった今回の「六税二費」減免優遇を重ねて享受することができます。

享受する順序は、まず他の優遇を受けた後、「六税二費」の減免優遇を受けます。例えば、企業がある期に計算、納付した都市維持建設税を100元とすると、従来の政策に従い半額減税を享受して、納付税額は50元です。「六税二費」優遇により、現在は50元から更に半額に減じ、最終の納付額は25元でよいということになります。

6. 「六税二費」減免優遇の申告が間に合わなかった時の処理方法

納税人が、条件は満たしているが「六税二費」を速やかに申告せず減免優遇を受けていない場合、法に基づいて控除申請するか、または還付申請することができます。

控除を申請した場合、システムは納税人が次回申告する際に、自動的に同一税種の課税費用を控除します。還付を申請した場合、手順に従って徵収減額すべき税費を還付します。

以上

(作成：税務コンサルティング部 申英梅)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 2022年度第1～3四半期の最低賃金基準について

Q: 各地の最新の最低賃金基準を教えて下さい。

<賃金><最低賃金基準>

A: 2022年9月30日までに発表された最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

2022年9月末までに発表された最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。（着色部分が2022年第1～3四半期の新規公布）

中国各省・市・自治区の月額最低賃金基準 (単位：人民元)

No.	地区	実施日	最低月給額 (一地区内で異なる基準のある地区は複数表示)				
1	上海	2021.07.01	2,590				
2	天津	2021.07.01	2,180				
3	廣東(深圳除く)	2021.12.01	2,300	1,900	1,720	1,620	
	廣東深圳	2021.12.01	2,360				
4	北京	2021.08.01	2,320				
5	浙江	2021.08.01	2,280	2,070	1,840		
6	江蘇	2021.08.01	2,280	2,070	1,840		
7	山東	2021.10.01	2,100	1,900	1,700		
8	陝西	2021.05.01	1,950	1,850	1,750		
9	新疆	2021.04.01	1,900	1,700	1,620	1,540	
10	河北	2019.11.01	1,900	1,790	1,680	1,580	
11	内蒙古	2021.12.01	1,980	1,910	1,850		
12	山西	2021.10.01	1,880	1,760	1,630		
13	河南	2022.01.01	2,000	1,800	1,600		
14	貴州	2019.12.01	1,790	1,670	1,570		
15	雲南	2022.10.01	1,670→1,900	1,500→1,750	1,350→1,600		
16	湖北	2021.09.01	2,010	1,800	1,650	1,520	
17	江西	2021.04.01	1,850	1,730	1,610		
18	遼寧	2021.11.01	1,910	1,710	1,580	1,420	
19	安徽	2021.12.03	1,650	1,500	1,430	1,340	
20	四川	2022.04.01	1,780→2,100	1,650→1,970	1,550→1,870		
21	福建	2022.04.01	2,030	1,960	1,810	1,660	
22	重慶	2022.04.01	2,100	2,000			
23	黒龍江	2021.04.01	1,860	1,610	1,450		
24	吉林	2021.12.01	1,880	1,760	1,640	1,540	
25	寧夏	2021.09.01	1,950	1,840	1,750		
26	甘肅	2021.09.01	1,820	1,770	1,720	1,670	
27	海南	2021.12.01	1,830	1,730	1,680		
28	西藏	2021.07.01	1,850				
29	广西	2020.03.01	1,810	1,580	1,430		
30	湖南	2022.04.01	1,700→1,930	1,540→1,740	1,380→1,550	第四類を取消	
31	青海	2020.01.01	1,700				

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

- ① 「最低賃金規定」（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：「最低工資規定」）
- ② 地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に拠り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育(出産)休暇、避妊手術休暇等、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に拠り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

① 全国共通

- a) 時間外労働報酬
- b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害等特殊労働環境、条件で支払う手当
- c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇等。主には、以下の項目が含まれます。
 - ・労働者に研修を受けさせる費用
 - ・国家労働安全衛生規定に基づき労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服等）
 - ・労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費等。

② 地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※） 	(※) 食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回ることは不可。
北京市	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 	
江蘇省	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 	
寧夏回族自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※） 	(上海市と同じ)
その他省・市	上記①a)～c)	

以上

(作成：HR 諮詢部 楊建成)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2022 年「フォーチュン世界 500 強ランキング」について（1）

Q:このほど発表された「フォーチュン世界 500 強ランキング」について、教えて下さい。

<データ統計><「フォーチュン世界 500 強ランキング」><2022 年>

A:2022 年 8 月 3 日、最新の「フォーチュン世界 500 強ランキング」が発表されました。同ランキングによると、2022 年のランクイン企業の営業収入は前年比 19.2% 増の計約 37.8 兆ドルで、増加幅としては過去最大となりました。この数字は同年の世界 GDP の 5 分の 2 に相当する額で、中国とアメリカの GDP の和に近い額となりました。ランクインのハードル（最低販売収入）も 240 億ドルから 286 億ドルに上昇しました。

フォーチュン中国公式ウェブサイトで発表されたデータに基づき整理した 2022 年度及び例年の「フォーチュン世界 500 強ランキング」のリストは以下の通りです。詳しくはフォーチュン公式ウェブサイトをご参照下さい。

1. 2022 年「フォーチュン世界 500 強ランキング」の特徴と概要

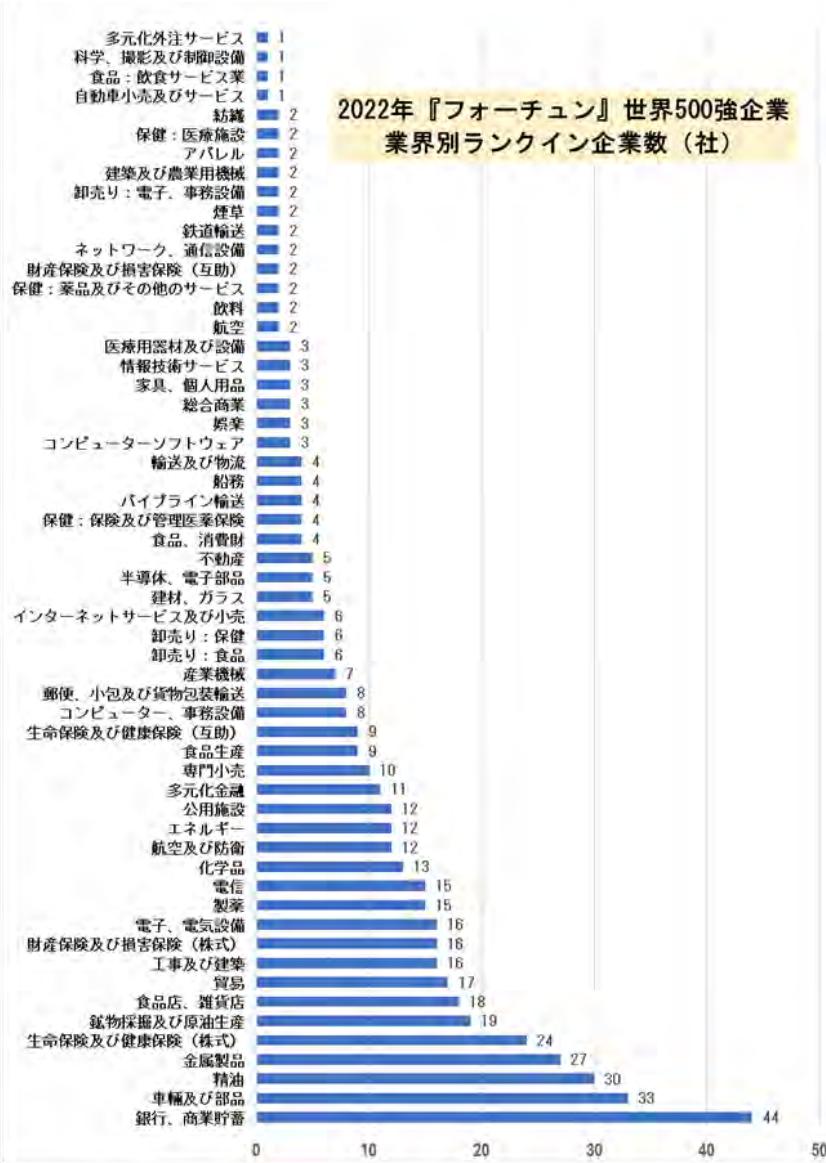
- ・2022 年にランクインした企業の総営業収入は 37.8 兆ドル、純利益は計 3.1 兆ドルで、いずれも過去最高を記録した。
- ・2022 年にランクインした企業の総営業収入は前年比 19.2% 増となり、同ランキング史上最大の増加幅となった。また、純利益の合計は前年比 88% 増で、2004 年以来最大の増加幅となった。
- ・中国のランクイン企業の営業収入はランクイン企業 500 社の総営業収入の 31% を占め、初めてアメリカ（30%）を上回った。
- ・サウジ・アラムコ社は約 1,054 億ドルの利益でランクイン企業のうち「最も稼いだ企業」となった。アップルは昨年の利益ランキング 1 位から今年は 2 位となり、利益は 946.8 億ドルだった。
- ・北京、東京、ニューヨーク、ロンドン、ソウルのランクイン企業数は、ランクイン企業総数の 3 分の 1 に近づいている。
- ・上位 50 社の総営業収入と純利益は、それぞれ全ランクイン企業の総営業収入、純利益の 31%、33% を占めている。
- ・利益ランキングトップ 10 のうち、中国とアメリカのランクイン企業が 9 社だった。
- ・フォルクスワーゲン社のランキングはトヨタ自動車を上回り、“世界最大の自動車メーカー” のタイトルを奪還した。
- ・国別にランキングすると、アメリカ、中国、日本、ドイツ、フランスのランクイン企業の営業収入と利益が上位にランクイン。これら 5 カ国のランクイン企業の総営業収入と純利益は、全ランクイン企業の総営業収入、純利益の約 3 分の 2 を占めた。
- ・中国のインターネット大手・京東、アリババ、テンセントは、2022 年のランキングでいずれも順位を上げ、それぞれ 46 位、55 位、121 位にランクインし、ランクイン以来最高位となった。
- ・テスラ社は 2 回目のランクインで、150 位あげて 242 位に躍進した。2021 年、同社の営業収入は前年比 71% の大幅上昇となった。

2. 2022 年「フォーチュン世界 500 強企業」の業界分布

統計によると、2022 年「フォーチュン世界 500 強企業」のうち、業種別に最も多くランクインしたのは保険の 51 社（以下のグラフでは保険別に細分化）で、次いで銀行（44 社）、車両・部品製造（33 社）、製

油(30 社)、金属(27 社)となっています。また、エネルギー、交通、商業サービス、メディア、宇宙及び防衛、化学、自動車及び部品の 7 業界は、年間利益が 200%以上増加しました。このうち航空及び防衛企業の総営業収入は 9%増加、総利益は 298%の大幅増加となりました。ランクインした自動車及び部品企業の総営業収入は 16%増加、総利益は 242%の大幅増加となりました。

先端業界に目を向けると、2022 年にランクインしたインターネット企業は 6 社で、アメリカの Amazon 社、Alphabet 社、Meta Platforms 社、中国の京東グループ、アリババグループ、テンセントホールディングスです。これら中米のインターネット大手のランキングはいずれも昨年より上昇しています。



「2022年『フォーチュン世界500強ランキング』について（2）」へ続く

(作成：公関部 異穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2022年「フォーチュン世界500強ランキング」について（2）

Q: このほど発表された「フォーチュン世界500強ランキング」について、教えて下さい。

<データ統計><「フォーチュン世界500強ランキング」><2022年>

A: 2022年8月3日、最新の「フォーチュン世界500強ランキング」が発表されました。同ランキングによると、2022年のランクイン企業の営業収入は前年比19.2%増の計約37.8兆ドルで、増加幅としては過去最大となりました。この数字は同年の世界GDPの5分の2に相当する額で、中国とアメリカのGDPの和に近い額となりました。ランクインのハードル（最低販売収入）も240億ドルから286億ドルに上昇しました。

「2022年『フォーチュン世界500強ランキング』について（1）」より続く

3. 中国企業は145社がランクイン、国別で第1位に

今年、中国（香港を含む）企業の数の増加は低下し、昨年は11社増加しましたが、今年はわずか1社の増加で136社となりました。台湾企業を加えると全145社で、大企業の数は引き続き国別でトップとなりました。アメリカは今年計124社がランクインし、前年を2社上回りました。

(1) 今回の「フォーチュン世界500強ランキング」に新規でランクインした企業と再びランクインした企業は計44社で、うち中国企業は14社（下表の太字表示箇所）です。

2022年「フォーチュン世界500強」新規ランクイン・再ランクイン企業44社の一覧

No.	ランク	会社名	国家
1	29	STELLANTIS	オランダ
2	31	中国中化控股有限责任公司 (SINOCHEM HOLDINGS)	中国
3	98	LIFE INSURANCE CORP. OF INDIA	インド
4	284	CONOCOPHILLIPS	アメリカ
5	299	蘇商建設集團有限公司 (SUSUN CONSTRUCTION GROUP)	中国
6	329	PLAINS GP HOLDINGS	アメリカ
7	330	OMV GROUP	オーストリア
8	336	HANGZHOU IRON AND STEEL GROUP	中国
9	368	ENERGIE BADEN-WÜRTTEMBERG	ドイツ
10	384	CENOVUS ENERGY	カナダ
11	389	NUCOR	アメリカ
12	395	MASSACHUSETTS MUTUAL LIFE INSURANCE	アメリカ
13	396	KUEHNE + NAGEL INTERNATIONAL	スイス
14	398	RAÍZEN	ブラジル
15	413	蜀道投資集團有限公司 (SHUDAO INVESTMENT GROUP)	中国
16	414	中国航空油料集團有限公司 (CHINA NATIONAL AVIATION FUEL GROUP)	中国
17	421	湖南鋼鐵集團有限公司 (HUNAN IRON & STEEL GROUP)	中国
18	422	潞安化工集團有限公司 (LU' AN CHEMICAL GROUP)	中国
19	424	PKN ORLEN GROUP	ポーランド
20	429	QUALCOMM	アメリカ
21	432	CARMAX	アメリカ
22	434	新疆中泰（集团）有限责任公司 (XINJIANG ZHONGTAI GROUP)	中国

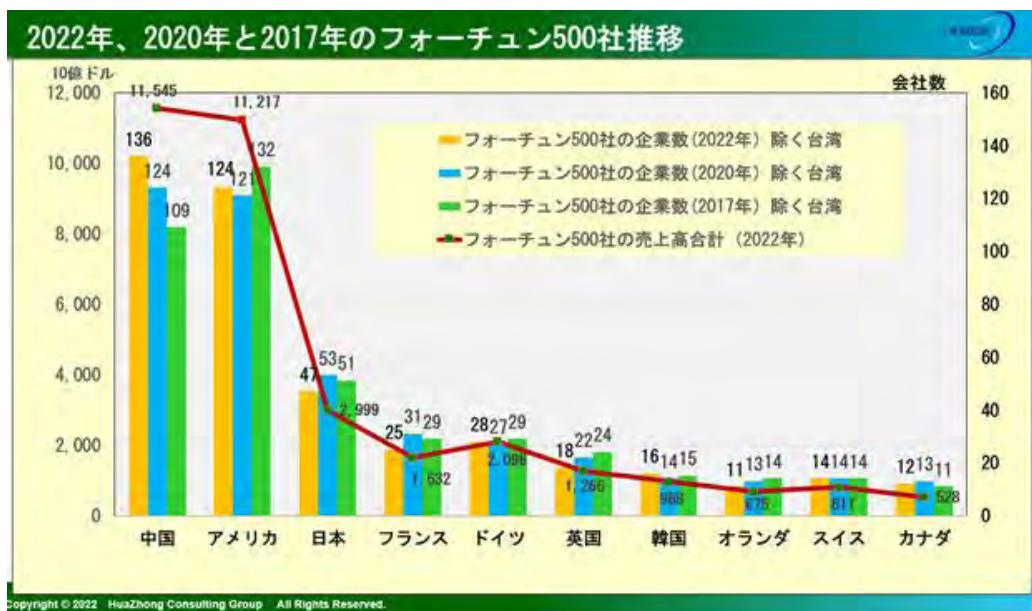
日刊華鐘通信 No. 5285

華鐘コンサルタントグループ会員専用

2022年8月10日(水)

23	435	TATA STEEL	インド
24	436	比亞迪股份有限公司 (BYD)	中国
25	438	INDITEX	スペイン
26	441	順豐控股股份有限公司 (S. F. HOLDING)	中国
27	455	WORLD FUEL SERVICES	アメリカ
28	457	SUNCOR ENERGY	カナダ
29	458	山東高速集團有限公司 (SHANDONG HI-SPEED GROUP)	中国
30	461	INVESTOR	スウェーデン
31	466	成都興城投資集團有限公司 (CHENGDU XINGCHENG INVESTMENT GROUP)	中国
32	469	上海德龍鋼鐵集團有限公司 (SHANGHAI DELONG STEEL GROUP)	中国
33	470	GS CALTEX	韓国
34	471	MERCADONA	スペイン
35	475	台灣中油股份有限公司 (CPC)	中国
36	478	DELTA AIR LINES	アメリカ
37	479	AMERICAN AIRLINES GROUP	アメリカ
38	485	US FOODS HOLDING	アメリカ
39	486	DANAHER	アメリカ
40	491	RANDSTAD	オランダ
41	492	STARBUCKS	アメリカ
42	495	RWE	ドイツ
43	496	DSV	デンマーク
44	500	UMICORE	ギリシャ

(2) 2017 年と 2020 年の「フォーチュン世界 500 強」データの比較（中国、日本、アメリカなど）



全体的に見ると、2022 年「フォーチュン世界 500 強ランキング」では中国企業の数が増加し、規模が拡大しました。また、2021 年に他の国、特にアメリカ企業は、抗疫過程で苦境を脱し、迅速にグローバル経営を回復しました。近年、グローバル産業チェーンが再編されており、グローバル企業の競争ルールも再構築が進むとみられます。

以上

(作成：公関部 愉穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 改訂版「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」について(1)

Q: このほど公布された改訂版「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」について、教えて下さい。

<法律法規><外資><地域本部><上海市>

A: 2022年11月9日、上海市人民政府は改訂版「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定（中国語：上海市鼓励跨国企业设立地区总部的规定）」（以下、「規定」）を公布しました。「規定」は本部企業の認定基準を調整して最適化すると共に、機能性機構を申告する主体範囲を拡大しています。「規定」は2022年11月1日より施行、有効期限は2027年10月31日です。

1. 「規定」公布の背景

2002年、上海市政府は全国に先駆けて多国籍企業の地域本部の発展を支持する政策を公布し、その後20年間に関連規定は4回の改訂を経て、多国籍地域本部の上海への集積を大いに推進しました。2022年9月時点で、上海は累計で877社の多国籍企業地域本部を誘致しており、本部企業は産業分布の多源性などの特徴を呈しています。

世界の多国籍企業の発展に順応し、本部企業の求めに応じ、また2022年7月15日公布の「『五型経済(※)』の発展促進に関する若干意見」の実施や成果の推進を加速させるために、今回上海市政府は「規定」の第5回改訂を行い、より多くのレベル、より広い領域で、全方位的に、本部経済に政策支持を提供しました。

※五型経済：イノベーション型経済、サービス型経済、本部型経済、開放型経済、流量型経済の5種類の経済を指す。

2. 「規定」の主要内容

(1) 「多国籍企業事業部本部（The Global Business Unit Headquarters）」（以下、「事業本部」）を初めて定義すると共に、機能性機構を申告する主体範囲を拡大し、外商投資性企業が本部型機構または事業本部を設立することを許可しました。

（以下、「規定」から抜粋、太字下線個所は重点内容）

第二条（定義）

多国籍企業の地域本部（以下、「地域本部」という）とは、国外で登録された親会社が当市にて設立し、投資又は授権管理の形式で、一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理及びサービス職能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立した法人資格を有する企業組織の形式で当市に地域本部を設立しなければならない。

多国籍企業の本部型機構（以下、「本部型機構」という）とは、地域本部の基準に達しておらず、国外で登録された親会社又は外商投資性会社が当市にて設立し、実際に一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理、マーケティング、決済、支援サービス等の本部職能を履行する外商投資企業(分支机构を含む)を指す。

多国籍企業の事業部本部（以下、「事業部本部」という）とは、国外で登録された親会社が、機能、業務、製品、ブランド、サービス等に基づき細分化された事業部制組織構造を有し、同社又は外商投資

性会社が当市にて設立、投資又は授權管理の形式で一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理、サービス機能の責を担う唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立した法人資格を有する企業組織の形式で当市に事業部本部を設立しなければならない。

(2) 本部企業 3 種類の認定基準の調整、最適化

今回の「規定」は多国籍企業の最新の発展傾向と合致し、親会社の持ち株比率を緩和し、国外親会社の直接または間接的な持ち株が 50% を下回らないことを求めたほか、新たに増加した事業本部に対しては、経営継続年数(1 年以上)、営業収入規模(10 億元以上)、営業収入割合(10% を下回らない)に明確な最低ハードルを設定しています。

更に、近年全国で継続的に構築されている企業信用システムを特に強調し、申告企業に対し 3 年以内に重大な信用喪失行為がないことを求めています。

第五条（認定条件）

✚ 地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。

(一) 独立した法人資格を有する外商投資企業である。

(二) 国外の親会社の直接又は間接的な持株が 50% を下回らず、親会社の資産総額が 2 億米ドルを下回らない。

(三) 登録資本金が 200 万米ドルを下回らない。

(四) 上記の条件を基本的に満たし、所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、情状を酌量して認定を考慮することができる。

✚ 本部型機構の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。

(一) 独立した法人資格を有する外商投資企業又はその分支机构である。

(二) 国外の親会社の直接又は間接的な持株が 50% を下回らず、親会社の資産総額が 1 億米ドルを下回らない。

(三) 登録資本金が 100 万米ドルを下回らない。分支机构の形式で設立する場合は、本社が直近 3 年間に拠出した運営資金が累計で 100 万米ドルを下回らない。

✚ 事業部本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。

(一) 地域本部認定条件の (一) ~ (三) 条に合致する。

(二) 当市にて 1 年以上経営を継続しており、自社の前年度営業収入が国外親会社の事業部営業収入に占める割合が 10% を下回らず、企業の前年度営業収入が 10 億元を下回らない。

上記の条件以外に、申告企業は 3 年以内に重大な信用喪失行為が無い、又は申告した日以降において信用喪失行為が既に修復されていなければなりません。

(3) 申請手順と動態評価

「規定」は、地域本部、本部型機構、事業本部などの認定を申請する際に提出する資料のリスト、申請の手順を明確にしました。原則として、先ず企業が所在する地域の商務主管部門にて初審を行い(5 営業日)、その後、上海市商務委が再審(5 営業日)を行って、認定の可否を決定します。

もちろん、企業が一旦認定を取得しても、その後の経営期間において主管商務部門が動態評価を行い、外商投資企業年度情報報告制度、企業信用情報プラットフォームなどに合わせて、認定条件を満たさなくなったりした本部企業については、その本部企業資格は取り消されます。

「改訂版『上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定』について（2）」へ続く

(作成：公関部 楊穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 改訂版「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」について(2)

Q:このほど公布された改訂版「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」について、教えて下さい。

<法律法規><外資><地域本部><上海市>

A:2022年11月9日、上海市人民政府は改訂版「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定（中国語：上海市鼓励跨国企业设立地区总部的规定）」（以下、「規定」）を公布しました。「規定」は本部企業の認定基準を調整して最適化すると共に、機能性機構を申告する主体範囲を拡大しています。「規定」は2022年11月1日より施行、有効期限は2027年10月31日です。

「改訂版『上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定』について（1）」より続く

2. 「規定」の主要内容

(4) 本部企業支援措置の最適化

今回の「規定」は本部企業の発展の難点、弱点、障害となるポイントに対して、的確性の高い改革措置を提起しています。詳細は以下の通りです。

No.	改革措置の方向性	概要、一部引用
1	投資及び越境資金の使用（第十条）	<p>越境資金プール、資本項目の外貨収入の使用、人民元の越境決済等の面で企業に利便性を提供する。</p> <p>◆ 本部企業の越境資金プールの設立に対して適切なサービスを提供する。人民銀行上海本部、国家外貨管理局上海市分局は、条件に合致する本部企業は、関連規定に従って、<u>様々なタイプの越境資金プールを通じ、国内外メンバー企業間の人民元・外貨資金のとりまとめ、拠出、決済、保険、投資、融資等の業務を集中的に実施し</u>、越境資金プールの枠組みのもとで本部企業の国内外資金の運用の利便化を図る。機能レベルの高い本部企業は、関連規定に従って人民元・外貨一体化資金プール業務を実施することができる。</p>
2	貿易の便利（第十二条）	<p>企業がオフショア貿易、配送センター、保税メンテナンス等の新型国際貿易を実施することを支持し、<u>重点本部企業が税関高級認証企業になるよう優先的に育成する。</u></p> <p>◆ 本部企業が真実の貿易背景を有する新型国際貿易を行う場合、関連規定に従い、銀行で直接関連の外貨収支手続きを行うことができ、銀行は国際通用規則に従って便利化越境金融サービスを提供する。<u>条件に合致する本部企業は、オフショア貿易の「ホワイトリスト」に組み入れるよう申請することができる。</u></p>
3	科学技術イノベーション（第十三条）	企業が政府科学研究プロジェクトに申請し、バイオ医薬試験実施企業及び物品の「ホワイトリスト」にリスト入りして通関の利便性を受けることを支援する。
4	商事登記（第十四条）	企業が市場登記の「全行程オンライン手続き」を行い、営業許可証の電子版や電子印章を用いる便宜を図る。

5	人材の誘致（第十五条）	<p>企業人材の入居、職称評価への参画、白玉蘭友誼賞の評価等の面で便宜を図る。</p> <p>◆ 本部企業が<u>喫緊に不足し、緊急に必要とする留学帰国者を採用する場合</u>、関連の条件に合致すれば、<u>当市の戸籍を手続きすることができ、条件に合致する海外人材を招聘して上海市海外人材居住証（B 証）を申請する場合は、付加ポイントと関連の待遇を受けることができる。</u>国内の優秀な人材を誘致する場合は、関連の条件に合致すれば当市の戸籍を手続きすることができる。</p> <p>◆ 本部企業で働く<u>外国籍高級管理人員</u>に対し、市公安局出入国管理局、市衛生健康委、市人力资源社会保障局等の部門は、関連政策に合致することを前提として、<u>その家族の滞在や居住、医療サービス、人材マシンションの申請等の方面で便宜を図る。条件に合致する外国籍高級管理人員の外国籍子女は、国際学生の身分で地元の学校での就学を申請することができる。</u></p>
6	出入国の利便性（第十六条）	<p>企業の関連人員が出入国の手続きをする際、中国での永久居留を申請する際に便宜を図る。</p> <p>◆ 本部企業の、<u>頻繁に臨時入国する必要のある外国籍人員</u>は、関連規定に従い、<u>入国有効期間が5年を超える、滞在期間が180日を超えない数次ビザを申請することができる。</u>本部企業が招聘し、<u>緊急のビジネスで入国を必要とする外国籍人員は、規定に従い、到着ビザ発行機関にて到着ビザによる入国を申請することができる。</u></p> <p>◆ 本部企業が招聘する、当市の長期滞在が必要な外国籍人員は、<u>規定に従い有効期間3~5年の外国人居留許可を申請することができる。</u></p>
7	知的財産権の保護（第十七条）	<p>企業の涉外商標を上海市重点商標保護リストに入れよう推薦し、他地域での権利維持、保護への協力等を提供する。</p> <p>◆ 本部企業の、<u>上海市場で比較的高い知名度を有し、かつ、権利侵害や偽造・模造の状況が比較的多い涉外商標は、「上海市重点商標保護リスト」に入れる推薦を受けることができる。</u>本部企業は、市知的財産権局に対し、区域を越えた知的財産権行政保護協力メカニズムによる他地域での権利保護の展開を申請することができる。</p>

(5) 資金援助、奨励金及びサービスメカニズム

「規定」は、条件に合致する本部企業は関連規定に従って資金援助や奨励金を申請することができるとしています。資金援助や奨励金の具体的な実施弁法は関係部門が別途制定します。そのため、申請を予定される企業は、今後商務主管部門などが公布する奨励政策に注目されるようお勧めします。

また、「規定」は、今後本部企業へのサービスメカニズムを強化することも強調しており、上海市は将来、市区両級本部企業サービス専門担当者メカニズムを設立し、市区外商投資協会、駐上海業界団体などの業界組織により行政と企業のためのサービスコミュニケーションプラットフォームを構築し、力を合わせて本部企業発展に尽力することです。

以上

(作成：公関部 楠穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 上海市が公布した第3陣の特色産業園区13カ所について（1）

Q: このほど上海市が公布した第3陣の特色産業園区13カ所について、教えて下さい。

<特色産業園区><上海><第3陣>

A: 上海市は2020と2021年、相次いで40カ所の特色産業園区及び産業地図を公布しました。

2022年6月に公布された第3陣の特色産業園区13カ所は、規模が47km²に達し、産業用地面積約6km²、不動産物件700万m²の提供が可能となっています。上海の特色産業園区は第1～第3陣合計で53カ所になりました。

1. 上海市特色産業園区の概要及び「上海市産業地図（2022）」

(1) 上海市特色産業園区の概要

上海市には現在、計53の特色産業園区があり、空間規模は計200km²に達し、産業用地は約40km²で、不動産物件2,900万m²を供給することができます。データによると、2021年時点での上海市特色産業園区（第1陣、第2陣（※））の完成工業総生産は計8,000億元近くで、営業収入は1兆8,426億元。2,000万以上の新規調印プロジェクト966件を実現し、総投資額5,000億元超となっています。

※第1陣、第2陣の上海市特色産業園区については、弊社ウェブサイト「ビジネスQ&A」にて「特色産業園区」のキーワードでご参照下さい。

(2) 「上海市産業地図（2022）」

上海市は2018年、第1版産業地図を公布しました。4年後の2022年には、同市の「第14次5カ年（2021～2025年）」計画と結合させた上で「上海市産業地図（2022）」を公布しました。この新版地図は第1次産業、第2次産業、第3次産業をカバーし、16の区、5つの戦略区域、53の特色園区、35の重点産業に焦点を合わせており、138枚の産業現状図と産業未来図が含まれています。

「上海市産業地図（2022）」のポイント

16の行政区：各区の重点産業の配置を最適化、調整

5つの戦略的エリア：5つのニュータウン、南北のモデルチェンジ、臨港新片区、虹桥国際中央ビジネス区、長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区など、国や全市戦略区域の産業配置や空間配置を追加

53の特色園区：第3陣の特色産業園区における、発展の重点を細分化

35の重点産業：新たに追加するトラックの配置を結合させ、集積回路（IC）、バイオ医薬、人工知能、スマート端末、メタバース、グリーン低炭素、金融・海運・空運、生産性サービスなど重点産業の現状を整理し、空間配置を計画し、クラスターの発展を促進

138枚の産業現状図と産業未来図：区域や産業をクリックすれば、詳細を参照することが可能

2. 第3陣の特色産業園区13カ所の概要

統計によると、今回上海市が公布した第3陣の特色産業園区13カ所は、その規模47km²に達し、産業用地面積は約6km²で、不動産物件700万m²の提供が可能です。

これらの特色産業園区13カ所は、“新たなトラック”の発展主体に重点を置いています。デジタル経済に関する特色園区は2カ所、グリーン低炭素に関しては2カ所、メタバースに関しては2カ所、スマート端末については3カ所設定されています。また、ファッショングループ、先進材料分野の特色園区を設定し、上海のブランド園区の力を強化しています。

特色産業園区13カ所の概要は以下の通りです（[上海市經濟情報化委員会公式ウェブサイト](#)発表の内容から整理）。

第3陣特色産業園区13カ所の産業一覧

分野	No.	園区の名称	ロケーション	特色産業
I デジタル 経済	①	数智南大	宝山	中軟、テンセントなどの産業クラスターを中心に、デジタル産業のスタンダードリーダー区、デジタル都市の先行モデル区を構築する。
	②	G60松江信創産業園	松江	「ソフトウェア、ハードウェア、生態、サービス」の4つを一体とした情報イノベーション産業基地の構築に重点を置く。
	※	「虹桥之源」在線新経済生態園（拡張）	虹桥	携程、愛奇芸、科大訊飛などの企業を集積し、人工知能、デジタル健康、デジタル旅行、デジタル消費の4大分野を重点的に発展させる。
II グリーン 低炭素	③	国際氢能谷	奉賢	水素燃料電池自動車のコア部品、水素エネルギー装置の全産業チェーンの構築、水素エネルギー交通の推進、グリーン水素の製造、水素エネルギー貯蔵などのモデルの応用を図る。
	④	宝武（上海）炭中和産業園	宝山	新材料、スマート製造、新エネルギー、循環型経済などの分野で力を發揮し、グリーン低炭素産業モデル区の構築に注力する。

「上海市が公布した第3陣の特色産業園区13区について（2）」へ続く

（作成：公関部　俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 上海市が公布した第3陣の特色産業園区13カ所について(2)

Q: このほど上海市が公布した第3陣の特色産業園区13カ所について、教えて下さい。

<特色産業園区><上海><第3陣>

A: 上海市は2020と2021年、相次いで40カ所の特色産業園区及び産業地図を公布しました。
2022年6月に公布された第3陣の特色産業園区13カ所は、規模が47km²に達し、産業用地面積約6km²、不動産物件700万m²の提供が可能となっています。上海の特色産業園区は第1～第3陣合計で53カ所になりました。

2. 第3陣の特色産業園区13カ所の概要

第3陣の特色産業園区13カ所の産業一覧の続き

■ メタユニバース	①	漕河涇元創未来	徐匯	主に研究開発機関や産業集積を基礎として、「メタバース」産業の発展高地の構築を加速する。
	②	張江数鏈	張江	リンク、相互、計算、ツール、生態の5大分野について、「数、智、科、産、城（訳注：デジタル、スマート、科学、産業、都市）」の五位一体の産業イノベーション生態を構築する。
■ スマート端末	③	動力之源	浦東	大国の重器の核心的装置、ハイエンド動力主要部品の発展を使命とし、力を結集して世界の動力の中心地を構築する。
	④	上海金谷智能終端製造基地	金橋	スマートカー、スマート製造末端企業の需要を率先し、一連の生産性サービス企業の集積に注力する。
	⑤	虹橋数字物流裝備港	虹橋	デジタル物流及びスマート倉庫を重点的に発展させ、航空物流装置、スマート化設備、ドローンなどの新興技術の研究開発、応用を図る。
■ ファッション消費品	⑥	新時尚都市産業園	浦東	種源の研究開発、育種、加工販売の食品全産業チェーンを構築し、グリーン食品業界の先駆者となる。
	⑦	東方美谷・美粧	奉賢	“中国化粧品産業の都”としてのクラスターの優位性を持ち、国内外の有名化粧品企業ブランドの誘致を加速させ、世界的なファッショングループの中心地を目指す。
	⑧	江南智造國際設計港	黃浦	百年の工業の栄光を伝承し、工業設計、建築設計、デジタル設計、製品体験などを一体化した国際化設計街区を形成する。
■ 先進材料	⑨	Innogreen 創新綠洲	奉賢	化工新材料、省エネルギー・環境保護、バイオ医薬などの分野に重点をおき、科学イノベーション成果の“ラスト1マイル”的転化を推進する。

3. 第3陣の特色産業園区13カ所の位置



以上

(作成：公関部 翁穎春)

データ出国安全評価弁法
数据出境安全评估办法

国家インターネット情報弁公室令 第11号

「データ出国安全評価弁法」は、2022年5月19日の国家インターネット情報弁公室2022年第10回室務会議にて審議、可決したため、ここに公布し、2022年9月1日より施行する。

国家インターネット情報弁公室主任 庄栄文
 2022年7月7日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
第一条 为了规范数据出境活动，保护个人信息权益，维护国家安全和社会公共利益，促进数据跨境安全、自由流动，根据《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》等法律法规，制定本办法。	第1条 データ出国活動を規範化し、個人情報の権益を保護し、國家の安全と社会公共の利益を維持し、データの国境を越えた安全、自由な流動を促進するために、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。
第二条 数据处理者向境外提供在中华人民共和国境内运营中收集和产生的重要数据和个人信息的安全评估，适用本办法。法律、行政法规另有规定的，依照其规定。	第2条 データ処理者が、中華人民共和国の国内における運営にて収集、生成した重要データや個人情報の安全評価を国外に提供する場合、本弁法を適用する。法律、行政法規が別途規定を有する場合、その規定に従う。
第三条 数据出境安全评估坚持事前评估和持续监督相结合、风险自评估与安全评估相结合，防范数据出境安全风险，保障数据依法有序自由流动。	第3条 データ出国の安全評価は、事前評価と継続的な監督の結合、リスク自主評価と安全評価の結合を堅持し、データ出国の安全リスクを防止し、データが法に基づき秩序正しく自由に流動することを保障する。
第四条 数据处理者向境外提供数据，有下列情形之一的，应当通过所在地省级网信部门向国家网信部门申报数据出境安全评估： （一）数据处理者向境外提供重要数据； （二）关键信息基础设施运营者和处理100万人以上个人信息的数据处理者向境外提供	第4条 データ処理者が国外にデータを提供し、以下の状況のうちひとつに該当する場合、所在地の省級ネットワーク情報部門を通じて、国家ネットワーク情報部門にデータ出国安全評価を申告しなければならない。

<p>个人信息；</p> <p>（三）自上年1月1日起累计向境外提供10万人个人信息或者1万人敏感个人信息的数据处理者向境外提供个人信息；</p> <p>（四）国家网信部门规定的其他需要申报数据出境安全评估的情形。</p>	<p>(1) データ処理者が国外に重要なデータを提供する場合</p> <p>(2) 重要情報のインフラ運営者や100万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が、国外に個人情報を提供する場合</p> <p>(3) 前年の1月1日から累計で国外に10万人の個人情報又は1万人のデリケートな個人情報を提供したデータ処理者が、国外に個人情報を提供する場合</p> <p>(4) 国家ネットワーク情報部門が規定する、データ出国安全評価の申告を必要とするその他の状況</p>
<p>第五条 数据处理者在申报数据出境安全评估前，应当开展数据出境风险自评估，重点评估以下事项：</p> <p>（一）数据出境和境外接收方处理数据的目的、范围、方式等的合法性、正当性、必要性；</p> <p>（二）出境数据的规模、范围、种类、敏感程度，数据出境可能对国家安全、公共利益、个人或者组织合法权益带来的风险；</p> <p>（三）境外接收方承诺承担的责任义务，以及履行责任义务的管理和技术措施、能力等能否保障出境数据的安全；</p> <p>（四）数据出境中和出境后遭到篡改、破坏、泄露、丢失、转移或者被非法获取、非法利用等的风险，个人信息权益维护的渠道是否通畅等；</p> <p>（五）与境外接收方拟订立的数据出境相关合同或者其他具有法律效力的文件等（以下简称法律文件）是否充分约定了数据安全保护责任义务；</p> <p>（六）其他可能影响数据出境安全的事项。</p>	<p>第5条 データ処理者は、データ出国安全評価を申告する前に、データ出国リスクの自主評価を行い、以下の事項を重点的に評価しなければならない。</p> <p>(1) データ出国や国外の接受側がデータを処理する目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性</p> <p>(2) 出国データの規模、範囲、種類、デリケートの程度、データ出国が国家の安全、公共の利益、個人又は組織の合法的権益にもたらす可能性のあるリスク</p> <p>(3) 国外の接受側が負担を承諾した責任義務、及び責任義務を履行する管理及び技術措置、能力等が出国データの安全を保障できるか否か</p> <p>(4) データ出国中や出国後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は不正取得、不正利用されるリスク、個人情報権益保護のルートが円滑であるか否か等</p> <p>(5) 国外の接受側と締結を予定するデータ出国に関する契約又は法的効力を有するその他の文書等(以下、法律文書という)が、データセキュリティの保護責任義務を充分に約束しているか否か</p> <p>(6) その他、データ出国の安全に影響を及ぼす可能性のある事項</p>

<p>第六条 申报数据出境安全评估，应当提交以下材料：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 申报书； (二) 数据出境风险自评估报告； (三) 数据处理者与境外接收方拟订立的法律文件； (四) 安全评估工作需要的其他材料。 	<p>第6条 データ出国安全評価を申告する場合、以下の資料を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申告書 (2) データ出国リスク自主評価報告 (3) データ処理者と国外の接受側が締結を予定する法律文書 (4) 安全評価作業に必要なその他の資料
<p>第七条 省級网信部门应当自收到申报材料之日起 5 个工作日内完成完备性查验。申报材料齐全的，将申报材料报送国家网信部门；申报材料不齐全的，应当退回数据处理者并一次性告知需要补充的材料。</p> <p>国家网信部门应当自收到申报材料之日起 7 个工作日内，确定是否受理并书面通知数据处理者。</p>	<p>第7条 省級ネットワーク情報部門は、申告書類を受領した日から 5 営業日以内に完全性検査を完了しなければならない。申告資料が完全に揃っている場合、申告資料を国家ネットワーク情報部門に送達する。申告資料が不完全な場合、データ処理者に返却し、かつ、補充すべき資料を一括で告知しなければならない。</p> <p>国家ネットワーク情報部門は、申告書類を受領した日から 7 営業日以内に、受理の可否を確定し、データ処理者に書面で告知しなければならない。</p>
<p>第八条 数据出境安全评估重点评估数据出境活动可能对国家安全、公共利益、个人或者组织合法权益带来的风险，主要包括以下事项：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 数据出境的目的、范围、方式等的合法性、正当性、必要性； (二) 境外接收方所在国家或者地区的数据安全保护政策法规和网络安全环境对出境数据安全的影响；境外接收方的数据保护水平是否达到中华人民共和国法律、行政法规的规定和强制性国家标准的要求； (三) 出境数据的规模、范围、种类、敏感程度，出境中和出境后遭到篡改、破坏、泄露、丢失、转移或者被非法获取、非法利用等的风险； (四) 数据安全和个人信息权益是否能够得到充分有效保障； (五) 数据处理者与境外接收方拟订立的法律文件中是否充分约定了数据安全保护责任 	<p>第8条 データ出国安全評価は、データ出国活動が国の安全、公共の利益、個人又は組織の合法的権益にもたらす可能性のあるリスクを重点的に評価し、主として以下の項目が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) データ出国の目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性 (2) 国外の接受側が所在する国又は地域のデータ安全保護政策法規、ネットワークセキュリティ環境が出国データの安全に与える影響。国外の接受側のデータ保護水準が、中華人民共和国の法律、行政法規の規定、強制性国家基準の要求に達しているか否か (3) 出国データの規模、範囲、種類、デリケートの程度、出国中及び出国後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は不正取得、不正利用されるリスク (4) データの安全や個人情報の権益が充分、かつ、効果的に保障されているか否か

<p>义务:</p> <p>(六) 遵守中国法律、行政法规、部门规章情况;</p> <p>(七) 国家网信部门认为需要评估的其他事项。</p>	<p>(5) データ処理者と国外の接受側が締結を予定する法律文書において、データの安全保護責任義務が充分に約定されているか否か</p> <p>(6) 中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況</p> <p>(7) 国家ネットワーク情報部門が評価を要すると認識するその他の項目</p>
<p>第九条 数据处理者应当在与境外接收方订立的法律文件中明确约定数据安全保护责任义务，至少包括以下内容：</p> <p>(一) 数据出境的目的、方式和数据范围，境外接收方处理数据的用途、方式等；</p> <p>(二) 数据在境外保存地点、期限，以及达到保存期限、完成约定目的或者法律文件终止后出境数据的处理措施；</p> <p>(三) 对于境外接收方将出境数据再转移给其他组织、个人的约束性要求；</p> <p>(四) 境外接收方在实际控制权或者经营范围发生实质性变化，或者所在国家、地区数据安全保护政策法规和网络安全环境发生变化以及发生其他不可抗力情形导致难以保障数据安全时，应当采取的安全措施；</p> <p>(五) 违反法律文件约定的数据安全保护义务的补救措施、违约责任和争议解决方式；</p> <p>(六) 出境数据遭到篡改、破坏、泄露、丢失、转移或者被非法获取、非法利用等风险时，妥善开展应急处置的要求和保障个人维护其个人信息权益的途径和方式。</p>	<p>第9条 データ処理者は、国外の接受側と締結する法律文書において、データの安全保護責任義務を明確に約定しなければならず、少なくとも以下の内容を含む。</p> <p>(1) データ出国の目的、方式及びデータの範囲、国外の接受側がデータを処理する用途、方式等</p> <p>(2) データの国外におけるデータの保存場所、期限、保存期限満了後や約定した目的を完了した後、並びに法律文書が終了した後の出国データの処理措置</p> <p>(3) 国外の接受側が出国データを他の組織、個人に再移転したときの拘束性要求</p> <p>(4) 国外の接受側の、実質支配権又は経営範囲に実質的な変化が発生し、又は所在国・地域のデータ安全保護政策法規やネットワーク安全環境に変更が生じたり、その他の不可抗力が発生し、データの安全を保障し難くなったりした場合に採るべき安全措置</p> <p>(5) 法律文書にて約定したデータ安全保護義務に違反した場合の救済措置、違約責任及び紛争解決の方法</p> <p>(6) 出国データが改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は不正取得、不正利用された場合に、適切な応急処置を採る要件や個人がその個人情報権益を保護するルートや方式</p>
<p>第十条 国家网信部门受理申报后，根据申报情况组织国务院有关部门、省级网信部门、专门机构等进行安全评估。</p>	<p>第10条 国家ネットワーク情報部門は、申告を受理した後、申告状況に応じて国務院関連部門、省級ネットワーク情報部門、専</p>

	門機関等を組織して安全評価を実施する。
第十二条 安全评估过程中，发现数据处理者提交的申报材料不符合要求的，国家网信部门可以要求其补充或者更正。数据处理者无正当理由不补充或者更正的，国家网信部门可以终止安全评估。 数据处理者对所提交材料的真实性负责，故意提交虚假材料的，按照评估不通过处理，并依法追究相应法律责任。	第 11 条 安全評価の過程において、データ処理者が提出した申告資料が要求に合致しないことが発覚した場合、国家ネットワーク情報部門はその補充又は訂正を要求することができる。データ処理者が正当な理由なく補充又は訂正を行わない場合、国家ネットワーク情報部門は安全評価を終了することができる。 データ処理者は、提出する資料の真実性に責を負わなければならず、故意に虚偽の資料を提出した場合、評価不合格として処理し、かつ、法に基づき相応の法的責任を追及する。
第十三条 国家网信部门应当自向数据处理者发出书面受理通知书之日起 45 个工作日内完成数据出境安全评估；情况复杂或者需要补充、更正材料的，可以适当延长并告知数据处理者预计延长的时间。 评估结果应当书面通知数据处理者。	第 12 条 国家ネットワーク情報部門は、データ処理者に対して書面の受理通知書を発行した日から 45 営業日以内に、データ出国安全評価を完了しなければならない。状況が複雑な場合、又は資料の補充、訂正を必要とする場合は、適切に延長することができ、かつ、データ処理者に対して予想される延長期間を通知するものとする。 評価結果は、書面にてデータ処理者に通知しなければならない。
第十四条 数据处理者对评估结果有异议的，可以在收到评估结果 15 个工作日内向国家网信部门申请复评，复评结果为最终结论。	第 13 条 データ処理者は、評価結果に異議がある場合、評価結果を受領してから 15 営業日以内に、国家ネットワーク情報部門に再評価を申請することができ、再評価の結果を最終結論とする。
第十五条 通过数据出境安全评估的结果有效期为 2 年，自评估结果出具之日起计算。在有效期内出现以下情形之一的，数据处理者应当重新申报评估： (一) 向境外提供数据的目的、方式、范围、种类和境外接收方处理数据的用途、方式发生变化影响出境数据安全的，或者延长个人信息和重要数据境外保存期限的； (二) 境外接收方所在国家或者地区数据安	第 14 条 データ出国安全評価の結果の有効期間は 2 年で、評価結果の発行日から起算する。有効期間内に以下の状況のうち一つが生じた場合、データ処理者は新たに評価を申告しなければならない。 (1) 国外にデータを提供する目的、方式、範囲、種類及び国外の接受側がデータを処理する用途、方式に変更が生じ、出国データの安全に影響を及ぼす場合、又は個人情

<p>全保護政策法规和网络安全环境发生变化以及发生其他不可抗力情形、数据处理者或者境外接收方实际控制权发生变化、数据处理者与境外接收方法律文件变更等影响出境数据安全的；</p> <p>（三）出现影响出境数据安全的其他情形。</p> <p>有效期届满，需要继续开展数据出境活动的，数据处理者应当在有效期届满 60 个工作日前重新申报评估。</p>	<p>報や重要データの国外保存期限を延長する場合</p> <p>(2) 国外の接受側の所在国又は地域のデータセキュリティ保護政策法規やネットワークセキュリティ環境の変更、その他の不可抗力事由の発生、データ処理者又は国外の接受側の実質支配権の変更、データ処理者と国外の接受側との法律文書の変更等が出国データの安全に影響を及ぼす場合</p> <p>(3) 出国データの安全に影響を及ぼすその他の状況が発生した場合</p> <p>有効期間が満了し、引き続きデータ出国活動を必要とする場合、データ処理者は有効期間満了の 60 営業日前に、新たに評価を申告しなければならない。</p>
<p>第十五条 参与安全评估工作的相关机构和人员对在履行职责中知悉的国家秘密、个人隐私、个人信息、商业秘密、保密商务信息等数据应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供、非法使用。</p>	<p>第 15 条 参与安全評価作業に参画する関連の機関や職員は、職責履行中に知り得た国家秘密、個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、守秘ビジネス情報等のデータを法に基づき秘密保持しなければならず、漏洩したり、不正に他者に提供したり、違法に使用したりしてはならない。</p>
<p>第十六条 任何组织和个人发现数据处理者违反本办法向境外提供数据的，可以向省级以上网信部门举报。</p>	<p>第 16 条 如何なる組織や個人も、データ処理者が本弁法に違反して国外にデータ提供したことを発見した場合、省級以上のネットワーク情報部門に通報することができる。</p>
<p>第十七条 国家网信部门发现已经通过评估的数据出境活动在实际处理过程中不再符合数据出境安全管理要求的，应当书面通知数据处理者终止数据出境活动。数据处理者需要继续开展数据出境活动的，应当按照要求整改，整改完成后重新申报评估。</p>	<p>第 17 条 国家ネットワーク情報部門は、既に評価を受けたデータ出国活動が実際の処理過程においてデータ出国安全管理要求に適合しなくなったことを発見した場合、データ処理者に対し、データ出国活動を終了するよう書面で通知しなければならない。データ処理者は、データ出国活動を引き続き実施する必要がある場合、要求に応じて修正し、修正が完了した後に新たに評価を申告しなければならない。</p>
<p>第十八条 违反本办法规定的，依据《中华人</p>	<p>第 18 条 本弁法の規定に違反した場合、</p>

民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》等法律法规处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。	「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づいて処理する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。
第十九条 本办法所称重要数据，是指一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用等，可能危害国家安全、经济运行、社会稳定、公共健康和安全等的数据。	第 19 条 本弁法でいうところの重要データとは、一旦改ざん、破壊、漏洩又は不正取得、不正利用等を受けると、国家の安全、経済運行、社会の安定、公共の健康及び安全等に危害を及ぼす可能性のあるデータを指す。
第二十条 本办法自 2022 年 9 月 1 日起施行。本办法施行前已经开展的数据出境活动，不符合本办法规定的，应当自本办法施行之日起 6 个月内完成整改。	第 20 条 本弁法は 2022 年 9 月 1 日より施行する。本弁法施行前に既に実施しているデータ出国活動が本弁法の規定に合致しない場合、本弁法施行日から 6 か月以内に改善を完了しなければならない。

華鐘諮詢

上海市人民政府の、改訂後の「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」の公布に関する通知

上海市人民政府关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知

滬府規〔2022〕17号

各区人民政府、市政府各委、弁、局：

ここに改訂後の「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」を公布する。真摯に参照して執行されたい。

同時に、2019年7月に市政府が公布した「当市の多国籍企業地域本部の発展の促進に関する若干意見」（滬府規〔2019〕30号）及び「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」（滬府規〔2019〕31号）は廃止する。

上海市人民政府

2022年10月28日

「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
<p>第一条（目的和依据）</p> <p>为加快发展更高能级的总部经济，进一步鼓励更多跨国公司在上海设立总部型企业（以下简称“总部企业”），实施“总部增能行动”，并加快推动《关于促进“五型经济”发展的若干意见》（沪委办发〔2022〕6号）落地见效，实现更深层次、更宽领域、更大力度开放，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国外商投资法实施条例》《上海市外商投资条例》等法律法规，制定本规定。</p>	<p>第一条（目的及び根拠）</p> <p>より機能レベルの高い本部経済の発展を加速させ、より多くの多国籍企業が上海に本部型企業（以下、「本部企業」という）を設立することを奨励し、「本部機能増加行動」を実施し、かつ、「『五型経済』の発展促進に関する若干意見」（滬委弁発〔2022〕6号）の実施や奏功を加速、推進し、より深いレベル、より広い領域、より大きな開放を実現するために、「中華人民共和国外商投資法」、「中華人民共和国外商投資法実施条例」、「上海市外商投資条例」等の法律法规に基づき、本規定を制定する。</p>
<p>第二条（定义）</p> <p>跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权管理形式履行一个国家及以上区域范围内投资、管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。</p>	<p>第二条（定義）</p> <p>多国籍企業の地域本部（以下、「地域本部」という）とは、国外で登録された親会社が当市にて設立し、投資又は授権管理の形式で、一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理及びサービス職能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立した法人</p>

<p>跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机构”），是指未达到地区总部标准，由境外注册的母公司或外商投资性公司在本市设立的，实际履行一个国家及以上区域范围内投资、管理、营销、结算、支持服务等总部职能的外商投资企业（含分支机构）。</p> <p>跨国公司事业部总部（以下简称“事业部总部”），是指在境外注册的母公司具有以功能、业务、产品、品牌、服务等为依据细分的事业部制组织架构，由其或外商投资性公司在本市设立，以投资或授权管理形式负责事业部在一个国家及以上区域范围内投资、管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立事业部总部。</p>	<p>資格を有する企業組織の形式で当市に地域本部を設立しなければならない。</p> <p>多国籍企業の本部型機構（以下、「本部型機構」という）とは、地域本部の基準に達しておらず、国外で登録された親会社又は外商投資性会社が当市にて設立し、実際に一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理、マーケティング、決済、支援サービス等の本部職能を履行する外商投資企業（分支机构を含む）を指す。</p> <p>多国籍企業の事業部本部（以下、「事業部本部」という）とは、国外で登録された親会社が機能、業務、製品、ブランド、サービス等に基づき細分化された事業部制組織構造を有し、同社又は外商投資性会社が当市にて設立、投資又は授權管理の形式で一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理、サービス職能の責を担う唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立した法人資格を有する企業組織の形式で当市に事業部本部を設立しなければならない。</p>
<p>第三条（适用范围）</p> <p>在本市范围内设立的地区总部、总部型机构及事业部总部，适用本规定。</p>	<p>第三条（適用範囲）</p> <p>当市の範囲内で設立された地域本部、本部型機構、事業部本部に本規定を適用する。</p>
<p>第四条（部门职责）</p> <p>市商务委负责地区总部、总部型机构及事业部总部的认定工作，协调有关部门开展对地区总部、总部型机构及事业部总部的管理服务。</p> <p>市发展改革委、市经济信息化委、市科委、市教委、市公安局出入境管理局、市财政局、市人力资源社会保障局、市规划资源局、市生态环境局、市住房城乡建设管理委、市卫生健康委、市市场监管局、市税务局、市知识产权局、市药品监管局、市政府外办、上海海关、人民银行上海总部、国家外汇管理局上海市分局、上海银保监局等部门和单位以及临港新片区管委会、虹桥国际中央商</p>	<p>第四条（部門の職責）</p> <p>市商務委は地域本部、本部型機構及び事業部本部の認定作業を担当し、関連部門と協調して地域本部、本部型機構、事業部本部に対する管理サービスを実施する。</p> <p>市發展改革委、市經濟情報化委、市科委、市教委、市公安局出入國管理局、市財政局、市人的資源社会保障局、市計劃資源局、市生態環境局、市住宅都市農村建設管理委、市衛生健康委、市市場監督管理局、市稅務局、市知的財産権局、市藥品監督管理局、市政府外事弁公室、上海稅關、人民銀行上海本部、國家外貨管理局上海市分局、上海銀保監局等の部門や単位及び臨港新片区管</p>

<p>各区管委会和各区政府在各自职责范围内，做好对地区总部、总部型机构及事业部总部的服务促进工作。</p>	<p>理委員会、虹桥国际中央商务区管理委员会及び各区政府は、各自の職責範囲内で、地域本部、本部型機構、事業部本部に対するサービス促進業務を良好に実施する。</p>
<p>第五条（認定条件）</p> <p>申請認定地区总部，应当符合下列条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 具有独立法人资格的外商投资企业； (二) 境外母公司直接或间接持股不低于50%，母公司资产总额不低于2亿美元； (三) 注册资本不低于200万美元； (四) 基本符合前述条件，并为所在地区经济发展作出突出贡献的，可以酌情考虑认定。 <p>申請認定总部型机构，应当符合下列条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 具有独立法人资格的外商投资企业或其分支机构； (二) 境外母公司直接或间接持股不低于50%，母公司资产总额不低于1亿美元； (三) 注册资本不低于100万美元，如以分支机构形式设立的，总公司近3年累计拨付的运营资金不低于100万美元。 <p>申請認定事业部总部，应当符合下列条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 符合地区总部认定条件的(一)至(三)条； (二) 在本市持续经营1年以上，本企业上一年度营业收入占境外母公司事业部营业收入的比例不低于10%，企业上一年度营业收入不低于10亿元人民币。 <p>除上述条件外，申报企业须在3年内无严重失信行为，或者至申报之日起失信行为已修复。</p>	<p>第五条（認定条件）</p> <p>地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 独立した法人資格を有する外商投資企業である。 (二) 国外の親会社の直接又は間接的な持株が50%を下回らず、親会社の資産総額が2億米ドルを下回らない。 (三) 登録資本金が200万米ドルを下回らない。 (四) 上記の条件を基本的に満たし、所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、情状を酌量して認定を考慮することができる。 <p>本部型機構の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 独立した法人資格を有する外商投資企業又はその分支机构である。 (二) 国外の親会社の直接又は間接的な持株が50%を下回らず、親会社の資産総額が1億米ドルを下回らない。 (三) 登録資本金が100万米ドルを下回らない。分支机构の形式で設立する場合は、本社が直近3年間に拠出した運営資金が累計で100万米ドルを下回らない。 <p>事業部本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 地域本部認定条件の(一)～(三)条に合致する。 (二) 当市にて1年以上経営を継続しており、自社の前年度営業収入が国外親会社の事業部営業収入に占める割合が10%を下回らず、企業の前年度営業収入が10億元を下回らない。

	上記の条件以外に、申告企業は3年内に重大な信用喪失行為が無い、又は申告した日以降において信用喪失行為が既に修復されていなければならない。
第六条（申請材料） 申请认定地区总部、总部型机构及事业部总部，应当提交下列材料： (一) 公司法定代表人签署的申请书（加盖公章）。内容包括：申请企业及其母公司或投资性公司的基本情况；结合企业情况作出符合认定条件的说明；母公司投资管理架构图（含投资关系和股权比例等）；申请认定事业部总部的，还需提供母公司事业部设置情况。 (二) 母公司授权签字人签署的地区总部、总部型机构及事业部总部基本职能的授权文件，授权签字人的证明材料。 (三) 母公司或投资性公司近一年度审计报告。以事业部形式设立的企业还需提供营业收入的专项审计材料。 (四) 被授权管理的境内外企业的营业执照或注册登记证明(复印件)。 (五) 总部型机构为分支机构的，还需提供总公司拨付运营资金的证明文件。	第六条（申請資料） 地域本部、本部型機構、事業部本部の認定を申請する場合、以下の資料を提出しなければならない。 (一) 会社法定代表者が署名した申請書(社印押印)。内容には、申請企業及びその親会社又は投資性会社の基本状況、企業の状況と結合し認定条件に合致することの説明、親会社の投資管理枠組み図（投資関係、持分比率等を含む）を含み、事業部本部の認定を申請する場合は更に、親会社の事業部設置状況を提出しなければならない。 (二) 親会社の授権署名者が署名した地域本部、本部型機構、事業部本部の基本職能の授権文書、授権署名者の証明資料。 (三) 親会社又は投資性会社の直近1年度の監査報告書。事業部形式で設立する企業は更に、営業収入の特別監査資料を提出しなければならない。 (四) 授権管理を受ける国内外企業の営業許可証又は登録登記証明(コピー)。 (五) 本部型機構の分支机构である場合は更に、本社が運営資金を拠出した証明文書を提出しなければならない。
第七条（申請程序） 地区总部、总部型机构及事业部总部的认定，按照下列程序进行： (一) 企业可以向注册地所在区商务主管部门、临港新片区管委会、虹桥国际中央商务区管委会提出申请，递交相关材料； (二) 各区商务主管部门、临港新片区管委会、虹桥国际中央商务区管委会在申报材料齐全后5个工作日内对申报材料进行初审，并出具初审意见报送市商务委；	第七条（申請の手順） 地域本部、本部型機構、事業部本部の認定は、以下の手順に従って実施する。 (一) 企業は、登録地が所在する区の商務主管部門、臨港新片区管理委員会、虹橋国際中央商務区管理委員会に申請し、関連資料を提出することができる。 (二) 各区商務主管部門、臨港新片区管理委員会、虹橋国際中央商務区管理委員会は、申告資料が全て揃った後、5営業日以内に

<p>(三) 市商务委在申报材料齐全后 5 个工作日内完成复审，并作出认定或不予以认定的决定。</p>	<p>申告資料の初審を行い、かつ、初審意見を市商務委員会に提出する。</p> <p>(三) 市商務委員会は、申告資料が全て揃った後、5営業日以内に再審査を完了し、かつ、認定又は認定不可の決定を下す。</p>
<p>第八条（动态评估）</p> <p>市商务委会同有关部门对已认定的地区总部、总部型机构及事业部总部实行动态评估，结合外商投资企业年度信息报告制度、企业信用信息平台等，对不再满足认定条件的总部企业根据相关规定，取消其总部企业资格。</p>	<p>第八条（動態評価）</p> <p>市商務委員会は、関連部門と共同で、認定済の地域本部、本部型機構、事業部本部に対して動態評価を実施し、外商投資企業年度情報報告制度、企業信用情報プラットフォーム等と結合させて、認定条件を満たさなくなった本部企業に対し、関連規定に基づきその本部企業資格を取り消す。</p>
<p>第九条（资助和奖励）</p> <p>符合条件的总部企业按照有关规定，可以申请资助和奖励。资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。</p> <p>各区可以结合实际情况，对经认定的总部企业依据有关规定，给予资助和奖励。</p>	<p>第九条（資金援助及び奨励金）</p> <p>条件に合致する本部企業は、関連規定に従い、資金援助や奨励金を申請することができる。資金援助や奨励金の具体的な実施弁法は、関連部門が別途制定する。</p> <p>各区は、実際の状況と結合させて、認定された本部企業に対し、関連規定に基づき資金援助や奨励金を与えることができる。</p>
<p>第十条（资金运作与管理）</p> <p>人民银行上海总部、国家外汇管理局上海市分局为总部企业设立跨境资金池提供适配服务。符合条件的总部企业可以按照有关规定，通过不同类型跨境资金池在境内外成员企业之间集中开展本外币资金归集、调拨、结算、套保、投资、融资等业务，在跨境资金池框架下便利总部企业的境内外资金运作。高能级总部企业可以按照有关规定开展本外币一体化资金池业务，提升跨国公司跨境资金统筹使用效率，降低企业汇兑风险及财务成本。</p> <p>符合条件的总部企业在办理资本项目外汇收入（包括资本金、外债资金、境外上市调回资金等）及其结汇所得人民币资金的境内支付时，可以凭《资本项目外汇收入支付便利化业务支付命令函》直接在符合条件的</p>	<p>第十条（資金の運用及び管理）</p> <p>人民銀行上海本部、国家外貨管理局上海市分局は、本部企業の越境資金プールの設立に対して適切なサービスを提供する。条件に合致する本部企業は、関連規定に従って、様々なタイプの越境資金プールを通じ、国内外メンバー企業間の人民元・外貨資金のとりまとめ、拠出、決済、保険、ヘッジ、融資等の業務を集中的に実施し、越境資金プールの枠組みのもとで本部企業の国内外資金の運用の便利化を図る。機能レベルの高い本部企業は、関連規定に従って人民元・外貨一体化資金プール業務を実施し、多国籍企業の越境資金の統一的な使用効率を高め、企業の為替リスクや財務コストを引き下げることができる。</p> <p>条件に合致する本部企業が資本項目の外</p>

<p>银行办理，无需事前逐笔提交真实性证明材料。</p> <p>总部企业按照有关规定使用人民币跨境结算的，银行可以在“展业三原则”的基础上，参照优质企业标准，凭《跨境人民币结算收/付款说明》或收付款指令，直接为总部企业办理货物贸易、服务贸易跨境人民币结算，以及资本项目人民币收入（包括外商直接投资资本金、跨境融资及境外上市募集资金调回等）在境内的依法合规使用。</p>	<p>貨収入（資本金、外債資金、国外上場回収資金等を含む）及びその決済で得た人民元資金の国内支払いを行う際、「資本項目外貨収入支払い利便化業務支払い命令状」に基づき、条件に合致する銀行にて直接手続きをすることができ、事前に逐一眞実性証明資料を報告する必要はない。</p> <p>本部企業が関連規定に従って人民元を越境決済に用いる場合、銀行は「展業三原則」を基本とし、良質な企業の基準を参考して、「越境人民元決済受払説明」又は受払指令に基づいて、直接本部企業の貨物貿易、サービス貿易の越境人民元決済を取り扱うことができる。また、資本項目の人民元収入（外商直接投資資本金、越境資金調達及び国外上場による募集資金の回収等を含む）を国内で合法的に使用することができる。</p>
<p>第十一条（贸易便利）</p> <p>总部企业开展具有真实贸易背景的新型国际贸易，可以按照有关规定，在银行直接办理相关外汇收支手续，由银行按照国际通行规则，提供便利化跨境金融服务。符合条件的总部企业可以申请纳入离岸贸易“白名单”。</p> <p>总部企业设立国际贸易分拨中心，上海海关、国家外汇管理局上海市分局等部门对其采取便利化的监管措施。符合条件的总部企业可以申请上海市国际贸易分拨中心示范企业评定。</p> <p>总部企业可以按照有关规定，在综合保税区内开展航空航天、船舶、轨道交通、工程机械、数控机床、通讯设备、精密电子、高端医疗设备等产品维修业务，并根据维修商品目录，开展全球维修业务。在确保风险可控前提下，符合条件的总部企业可以在海关特殊监管区域外开展高附加值、高技术含量、符合环保要求的保税维修业务。</p> <p>符合条件的总部企业可以被评定为出口</p>	<p>第十一条（貿易の便利）</p> <p>本部企業が真実の貿易背景を有する新型国際貿易を行う場合、関連規定に基づき、銀行で直接関連の外貨収支手続きを行うことができ、銀行は国際通用規則に基づいて利便化越境金融サービスを提供する。条件に合致する本部企業は、オフショア貿易の「ホワイトリスト」に組み入れるよう申請することができる。</p> <p>本部企業が国際貿易配送センターを設立する場合、上海税關、国家外貨管理局上海市分局等の部門がそれに対して便利化した監督管理措置を講じる。条件に合致する本部企業は、上海市国際貿易配送センターモデル企業の評定を申請することができる。</p> <p>本部企業は、関連規定に従って、総合保税区内で航空宇宙、船舶、軌道交通、工事機械、デジタル制御工作機械、通信設備、精密電子、ハイエンド医療設備等の製品のメンテナンス業務を実施することができ、かつ、メンテナンス商品リストに基づいて、</p>

<p>退税一、二类企业。</p> <p>总部企业可以加入上海国际贸易“单一窗口”，获得通关物流动态信息、口岸资讯、金融支持等专属服务。</p> <p>上海海关加强对总部企业的海关信用培育，将符合条件的总部企业优先纳入海关信用培育重点企业名单，优先培育、优先认证，成为高级认证企业后享受 AEO（经认证的经营者）通关便利。根据总部企业最新发展和需求，海关探索集团式、产业链供应链化的海关信用培育认证模式，以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，着力提升通关效率，为其进出口货物提供个性化通关便利。</p> <p>上海海关支持总部企业开展关税保证保险试点。对总部企业试验用进出口材料实施风险评估、分类管理，促进研发试验用材料进出口便利化。</p>	<p>世界のメンテナンス業務を行うことができる。リスク制御の確保を前提として、条件に合致する本部企業は、税関特殊監督管理区域外で付加価値が高く、技術含有量が高く、環境保護の要求に合致する保税メンテナンス業務を実施することができる。</p> <p>条件に合致する本部企業は、輸出税還付一類、二類企業の評定を受けることができる。</p> <p>本部企業は、上海国際貿易「单一窗口」に加入し、通関物流動態情報、港湾情報、金融支援等の専属サービスを受けることができる。</p> <p>上海税関は本部企業に対する税関信用育成を強化し、条件に合致する本部企業を優先的に税関信用育成重点企業リストに組み入れ、優先的に育成し、優先的に認証し、高級認証企業となった後には AEO（認証を受けた経営者）として通関の利便性を享受する。本部企業の最新の発展やニーズに基づき、税関はグループ式、産業チェーン・サプライチェーン化の税関信用育成認証モデルを探求し、貿易の便利化を重点として、監督管理制度や監督管理モデルのイノベーションを図り、通関効率の向上に注力し、その輸出入貨物にカスタマイズした通関の便宜を図る。</p> <p>上海税関は、本部企業が関税保証保険試験実施を展開することを支持する。本部企業試験用輸出入資料に対してリスク評価、分類管理を実施し、研究開発試験用資料の輸出入の便利化を促進する。</p>
<p>第十二条（科技创新支持）</p> <p>总部企业可以按照有关规定，申请参与本市研发公共服务平台、众创空间、创新平台等建设，申请承担政府科研项目，与高校、科研院所共同建立专业领域技术创新联合体，并由相关部门提供辅导和帮助。</p>	<p>第十二条（科学技術イノベーションの支援）</p> <p>本部企業は、関連規定に従って当市の研究開発公共サービスプラットフォーム、メーカーースペース、イノベーションプラットフォーム等の建設への参画を申請することができ、また政府科学研究プロジェクトの</p>

<p>符合条件的总部企业可以申请加入本市生物医药试点企业和物品“白名单”。总部企业研发用食品、化妆品样品在符合要求前提下，可以享受通关便利化措施。</p>	<p>担当を申請し、大学、科学研究院と共同で専門分野の技術イノベーション連合体を創設し、かつ、関連部門からの指導や援助を受けることができる。</p> <p>条件に合致する本部企業は、当市のバイオ医薬試験実施企業及び物品「ホワイトリスト」への加入を申請することができる。本部企業の研究開発用食品、化粧品サンプルは、要求に合致することを前提として、通関利便化措置を享受することができる。</p>
<p>第十三条（商事登记）</p> <p>市市场監管局为总部企业开展市场登记“全程网办”，为申领、应用电子营业执照和电子印章提供便利。</p>	<p>第十三条（商事登記）</p> <p>市市場監督管理局は、本部企業に対して市場登記の「全行程オンライン手続き」を実施し、電子営業許可証や電子印章の申請、受領、応用に便利を提供する。</p>
<p>第十四条（项目投资）</p> <p>本市支持总部企业开展项目投资，符合条件的项目可以列入市重大外资项目清单，市、区统筹推进项目准入、规划、用地、环保、用能、建设、进出口、外汇等相关事项，加快项目落地实施；符合相关条件的，给予资金支持。</p>	<p>第十四条（プロジェクト投資）</p> <p>当市は、本部企業がプロジェクト投資を行うことを支援し、条件に合致するプロジェクトは、市重大外資プロジェクトリストに組み入れ、市、区がプロジェクトの参入、計画、土地の使用、環境保護、エネルギー使用、建設、輸出入、外貨等に関する項目を統一的に推進してプロジェクトの入居・実施を加速させ、関連の条件に合致する場合は資金援助をすることができる。</p>
<p>第十五条（人才引进）</p> <p>总部企业聘雇紧缺急需留学回国人员，符合相关条件可以办理本市户籍，聘雇符合条件的海外人才申请上海市海外人才居住证（B证）可以享受附加分及相关待遇。引进国内优秀人才的，符合相关条件，可以办理本市户籍。</p> <p>总部企业境外专业人才符合相关条件的，可以参与职称申报评审。总部企业贡献突出的高级管理人员可以被相关单位推荐参评白玉兰友谊奖。总部企业可以被相关单位优先推荐申请加入上海市市长国际企业家咨询会议。</p>	<p>第十五条（人材の誘致）</p> <p>本部企業が喫緊に不足し急遽必要とする留学帰国者を採用する場合、関連の条件に合致すれば、当市の戸籍を手続きすることができ、条件に合致する海外人材を招聘して上海市海外人材居住証（B 証）を申請する場合は、付加ポイントと関連の待遇を受けることができる。国内の優秀な人材を誘致する場合は、関連の条件に合致すれば当市の戸籍を手続きすることができる。</p> <p>本部企業の国外専門人材が関連の条件に合致する場合、職称申告審査に参加することができる。本部企業で貢献が顕著な高級</p>

<p>取得国际专业资质或具有特定国家和地区的职业资格的金融、规划、航运等领域专业人才，经相关行业主管部门备案后在总部企业提供服务的，其境外从业经历可以视同国内从业经历（有行业特殊要求的除外）。总部企业中取得永久居留资格的外籍人才领衔承担国家科技计划项目的，可以担任本市新型研发机构法定代表人。</p> <p>对在总部企业工作的外籍高级管理人员，市公安局出入境管理局、市卫生健康委、市人力资源社会保障局等部门在符合相关政策的前提下，为其家属在停居留、医疗服务、申请人才公寓等方面提供便利。符合条件的外籍高级管理人员的外籍子女，可以以国际学生身份申请本地学校就读。</p>	<p>管理員は、関連単位の推薦により白玉蘭友誼賞にエントリーすることができる。本部企業は、関連単位の優先的な推薦により、上海市長国際企業家諮詢会議への参加を申請することができる。</p> <p>国際専門資格を取得し、又は特定の国・地域の職業資格を有する金融、計画、海上運輸等の分野の専門人材が関連の産業主管部門に届出を行った後に本部企業にサービスを提供する場合、その国外の職歴を国内の職歴とみなすことができる（業界の特別な要件がある場合を除く）。本部企業で永久居留資格を取得した外国籍人材が筆頭になって国家科学技術計画プロジェクトを担う場合、当市新型研究開発機構の法定代表者を務めることができます。</p> <p>本部企業で働く外国籍高級管理員に対し、市公安局出入国管理局、市衛生健康委、市人的資源社会保障局等の部門は、関連政策に合致することを前提として、その家族の滞在や居住、医療サービス、人材マンションの申請等の方面で便宜を図る。条件に合致する外国籍高級管理員の外国籍子女は、国際学生の身分で地元の学校での就学を申請することができます。</p>
<p>第十六条（出入境便利）</p> <p>总部企业符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。对总部企业聘用的中国内地居民，提供商务出境便利。</p> <p>总部企业需要多次临时入境的外籍人员可以按照有关规定，申请办理入境有效期不超过5年，停留期不超过180日的多次签证。对总部企业邀请，因紧急商务需入境的外籍人员，可以按照规定，在口岸签证机关申请办理口岸签证入境。</p> <p>需要在本市长期居留的总部企业聘雇的外籍人员可以按照规定，申请办理3至5年有效的外国人居留许可。</p>	<p>第十六条（出入国の便宜）</p> <p>本部企業で条件に合致する中国籍人員は、APEC・ビジネス・トラベル・カードを申請することができる。本部企業で採用された中国本土住民に対しては、業務渡航の便宜を図る。</p> <p>本部企業において複数回に渡り臨時入国する必要のある外国籍人員は、関連規定に従い、入国有効期限が5年を超える、滞在期間が180日を超えない数次ビザを申請することができる。本部企業が招聘し、緊急のビジネスで入国を必要とする外国籍人員は、規定に従い、到着ビザ機関にて到着ビ</p>

<p>总部企业的外籍高级管理人员按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》等相关规定，可以被优先推荐申办在华永久居留。</p> <p>上海海关（出入境检验检疫部门）为总部企业高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。</p>	<p>ザによる入国を申請することができる。</p> <p>本部企業が招聘する、当市での長期滞在が必要な外国籍人員は、規定に従い有効期間が3~5年の外国人居留許可を申請することができる。</p> <p>本部企業の外国籍高級管理人員は、「中国における外国人永久居留審査認可管理办法」等の関連規定に基づき、優先的に推薦を受け永久居留手続きを申請することができる。</p> <p>上海税関（出入国検査検疫部門）は、本部企業の高級管理人員の健康証明の手続きにグリーンレーンを提供する。</p>
<p>第十七条（知识产权保护）</p> <p>总部企业在上海市具有较高知名度且受侵权假冒情况较多的涉外商标，可以被推荐纳入《上海市重点商标保护名录》。总部企业可以向市知识产权局申请依托跨区域知识产权行政保护协作机制开展异地维权。</p>	<p>第十七条（知的財産権の保護）</p> <p>本部企業の、上海市場で比較的高い知名度を有し、かつ、権利侵害や偽造模造の状況が比較的多い涉外商標は、「上海市重点商标保護リスト」に入る推薦を受けることができる。本部企業は、市知的財産権局に対し、地域を越えた知的財産権行政保護協力メカニズムによる他地域での権利保護の展開を申請することができる。</p>
<p>第十八条（服务支持）</p> <p>各区政府可以结合本区实际情况，制定支持总部企业发展的政策措施，营造有利于总部企业发展的营商环境。</p> <p>本市设立总部企业市、区两级总部服务专员，畅通信息渠道。依托市、区外商投资协会和驻沪商协会等行业组织搭建政企服务沟通平台，定期召开政企圆桌会，及时了解总部企业需求，协调解决总部企业发展中遇到的问题。</p>	<p>第十八条（サービス支援）</p> <p>各区政府は、自区の実際の状況と結合させて、本部企業の発展を支援する政策措置を制定し、本部企業の発展に有利なビジネス環境を構築することができる。</p> <p>当市は本部企業の市、区両級本部サービス専門担当者を置き、情報ルートを円滑にする。市、区の外商投資協会や駐上海業界団体等の業界組織に依託して行政と企業のサービスコミュニケーションプラットフォームを構築し、定期的に政府と企業の円卓会議を開催し、本部企業のニーズを適時把握し、本部企業の発展において遭遇する問題の解決に協力する。</p>
<p>第十九条（参照适用）</p> <p>香港、澳门、台湾地区的投资者在本市</p>	<p>第十九条（参照適用）</p> <p>香港、マカオ、台湾地区的投資者が当市</p>

設立地区总部、总部型机构及事业部总部， 参照本規定执行。	に地域本部、本部型機構及び事業部本部を 設立する場合、本規定を参考して執行する。
第二十条（施行日期和有效期） 本規定自 2022 年 11 月 1 日起施行，有 效期至 2027 年 10 月 31 日。	第二十条（施行日及び有効期限） 本規定は 2022 年 11 月 1 日より施行し、 有効期限を 2027 年 10 月 31 日とする。

華鐘諮詢

華鐘コンサルタントグループ

上海華鐘コンサルタントサービス(有)
上海華鐘投資コンサルティング(有)
上海華鐘信息管理コンサルティング(有)
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング



「国家統計局認定渉外調査許可証」



「上海市信用コンサルタント会社証」



總經理吉林恒雄は「上海市外商投資促進センター」と「上海市対外投資促進センター」の顧問を委嘱しております

- ★ ISO、QS品質管理システム構築と認証取得コンサルティング
- ★ 社内ITシステム構築、企業IT安全コンサルティング、ERPシステム導入コンサルティング関連業務

会員制度ご案内

- ★ 2万元/年（入会費：無し）
- ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス
 - (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、
 - (4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法：別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ (<https://www.shcs.com.cn>) からもダウンロード頂けます。

弊グループは上海市政府のバックアップのもとに、1994年4月に中国上海市にて設立された上海華鐘コンサルタントサービス(有)を中心とする日中合弁の総合コンサルタント会社です。日本・韓国等の外国企業及び中国現地法人、中國各地区の開発区等、合わせて会員企業約730社、会員企業様向けに中国進出経営に関わるトータルソリューションを提供しています。

「上海市信用コンサルタント会社」等の認定に加えて、外資系コンサルタント会社では初の「渉外代理資格(外国企業の代理申請が出来る資格)」と「国家統計局渉外調査許可企業(外国企業から受託して全国、全産業の調査を行える企業)」の資格を有すると共に、董事長の吉林恒雄は42年にわたる中国事業の経験を買われて「上海市外商投資協会」常務理事副会長、渉外諮詢分会副会長、「上海市外国投資促進中心」と「上海市対外投資促進中心」高級顧問をはじめ、江蘇省、浙江省、山東省、広東省などの各都市人民政府、開発区などの顧問などを委嘱されております。

私どもは今後とも、中国進出と現地法人経営のあらゆる分野でお役に立てる総合的コンサルタント会社としてさらに努力を重ねてまいります。

主要業務ご案内

- ★ 中国進出に関するマーケットリサーチ、企業信用調査
- ★ 会社設立に関する手続支援及びコンサルティング
- ★ 労務、人事、法務等に関するコンサルティング
- ★ 会社財務・会計・税務全般の支援とコンサルティング
- ★ 工場建設に関する各種許認可取得支援と施工管理
- ★ M&Aに関する資産評価及びデューデリジェンス業務
- ★ 商標登録出願申請に関する支援
- ★ 合併、分社化、買収、合併撤退、清算等に関する支援業務

会員制度ご案内

- ★ 2万元/年（入会費：無し）
- ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス
 - (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、
 - (4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法：別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ (<https://www.shcs.com.cn>) からもダウンロード頂けます。

会社概要ご案内

- ★ 住所 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
- ★ 設立 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は 1994 年 4 月 7 日
上海華鐘投資コンサルティング有限会社は 2006 年 4 月 27 日
- ★ 資本金 上海 2 社合わせて 13,600 万円 (2019 年現在)
- ★ 出資者 (株)華鐘コンサルティング 60%、上海紡織対外経済技術合作有限公司 40%

連絡先

- ★ 上海華鐘投資コンサルティング有限会社
上海華鐘コンサルタントサービス有限会社
 - ・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
 - ・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 : 担当者 張曉玲(会員部部長)
 - ・FAX 番号 +86-(0)21-6467-9155 Email アドレス shcs@shcs.com.cn
 - ・Homepage アドレス <https://www.shcs.com.cn>
- ★ 北京分公司
 - ・住所 〒100027 北京市朝陽区東三環北路 3 号幸福大廈 A 座 11 楼 1115 室
 - ・電話番号 +86-(0)10-8451-1257、1287 : 担当者 趙姝(日本語可)
 - ・FAX 番号 +86-(0)10-8451-1217 Email アドレス zhaoshu@shcs.com.cn
- ★ 広州分公司
 - ・住所 〒510620 広州市林和西路 9 号耀中廣場 B 座 1209 室
 - ・電話番号 +86-(0)20-3801-1800 : 担当者 許進(主任、日本語可)
 - ・FAX 番号 +86-(0)20-3801-1810 Email アドレス xujin@shcs.com.cn
- ★ 蘇州分公司
 - ・住所 〒215028 蘇州工業園区旺墩路 188 号建屋大廈 1203 室
 - ・電話番号 +86-(0) 512-6809-4510 : 担当者 李金姫(主任、日本語可)
 - ・FAX 番号 +86-(0) 512-6809-9013 Email アドレス lijinji@shcs.com.cn
- ★ 上海華鐘信息管理コンサルティング有限会社
 - ・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号 新華聯大廈 23 楼 C 室
 - ・電話番号 +86-(0)21-6415-5323 : 担当者 古林 将一(総經理)
 - ・FAX 番号 +86-(0)21-6415-5323 Email アドレス shis@shcs.com.cn
- ★ 上海華鐘国際貿易有限公司
 - ・住所 〒200131 中国(上海)自由貿易試験区冰克路 500 号 3 棟 3 層 315 室
 - ・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 : 担当者 古林 将一(総經理)
- ★ 大阪 株式会社華鐘コンサルティング
 - ・住所 〒541-0045 日本国大阪市中央区道修町二丁目 2 番 11 号ベルロード道修町ビル 4 階
 - ・電話番号 +81-(0)6-6232-0775 : 担当者 陳庚(コンサルティング部長、日本語可)
 - ・FAX 番号 +81-(0)6-6232-0776 Email アドレス osaka.jhcs@shcs.co.jp
- ★ 東京 株式会社華鐘コンサルティング東京事務所
 - ・住所 〒103-0027 日本国東京都中央区日本橋 3-3-3 八重洲山川ビル 2F THE HUB SOLO 八重洲
 - ・電話番号 +81-(0)70-1464-5888 : 担当者 高倉洋一(所長兼コンサルティング部長)
 - ・Email アドレス takakura@shcs.co.jp

提携関係にある開発区及びパートナーの紹介

江蘇・南通経済技術開発区

HomePage: www.netda.gov.cn



南通経済技術開発区は、1984年に設置された14ヶ所の国家级開発区の1つであり、管轄面積が184 km²で、揚子江デルタ地域で外資系企業の集中的な製造基地となっており、「蘇通大橋」、「崇啓大橋」、「滬蘇通鉄道」、「北揚子江沿い高鐵」などの交通ルート及び「上海南通国際空港」、「通州湾港」の建設に従い、上海1時間の経済圏で最も潜在力持ちの発展地となっている。

当開発区は、国家環境保護総局から「ISO14000」国家模範区の称号が授与され、中国権威機構より選ばれた多国籍企業の進出において最も投資価値のあるトップ10の開発区であり、多国籍企業投資の最適な開発区でもあり、江蘇省政府から「社会治安安全区」の称号も授与されている。30カ国と地域からの投資者により、累計で約800社の外資系企業が設立されており、投資総額は230億ドル以上に達した。その内、日系企業が200社余りほど進出しており、世界ベスト500社の企業より、投資案件が約80件ほど達した。医薬ヘルスケア、次世態情報技術、新エネルギー、智能製造、等の産業を重点的に発展させる。「医薬ヘルスケア産業園」、「次世態情報技術産業園」「智能製造園」、「新エネルギー産業園」、「ICテスト産業園」等の産業特化パークと「能達ビジネス区」、「綜合保税区」、「中央イノベーション・エリア」の機能区からなっている。

江蘇・蘇錫通科技産業園

HomePage: www.stpac.gov.cn



蘇錫通科技産業園は、蘇通科技産業園と錫通科技産業園が合併して成立し、2020年5月に正式に一体化運営を開始しました。この内、2009年に成立した蘇通園区は江蘇省とシンガポールの重点提携プロジェクトである国際園区、中国とオーストリアの合作プラットフォームを持つ生態園区、蘇州と南通が揚子江を跨いで連動する合作園区で構成されています。

2011年に成立した錫通園区は、南通と無錫が共同建設した揚子江融合試験区です。

総開発計画面積は100平方キロで、世界ベスト500社を含む数百社以上の企業が進出。園区は多国合作、三地協力によって国家级の「揚子江に跨る融合発展示範区」を目指しています。

交通条件：園区の周辺には高速道路、高速鉄道、空港、港が揃っており、水運、陸運、空運、鉄道を備えた立体的な交通ネットワークを有しています。

主導産業：インテリジェント製造業、電子情報業及び生命科学業

代表的な進出企業：丸紅、オンド、広島アルミ、小森機械、華為、騰訊など

レンタル工場の物件情報 :Plainvim、GLPなど著名なデベロッパーが揃っています。工場面積は2,500平米のものから10,000平米超まで、また1階建て、多層階のいずれもあり、オーダーメイドも可能です。多種な業界の企業様のご要望を満たすことができます。

江蘇・常熟経済技術開発区

HomePage: www.cedz.org

常熟経済技術開発区は華東地区に位置する国家級の開発区であり、上海市街地まで80KM、蘇州市と無錫市まで何れも40KMの好立地で、開発面積は156km²があります。1992年創立以来、600社余りの外商投資企業が既に進出し、総投資額は446億米ドルを超えていました。G15沈海高速道路、S38常合高速道路及び上海からの高速鉄道が当開発区を通り、また、国際港である常熟港も区内にあり、交通の便が良く、製造業と物流業の理想の投資場所です。当開発区は自動車及び自動車部品、音響産業、電子情報、新材料新エネルギー、現代サービスなどの製造業を柱産業として育成しています。それ以外に、地域統括本社、研究開発センター及び地域販売統括会社も積極的に誘致に取り組んでいます。

当開発区には電気、上水、排水、ガス、蒸気、産廃処理等「十通一平」というインフラ施設が整っており、従業員も安定に確保できます。また、レンタル工場があり、電子情報、機械設備製造、自動車部品等の産業でもご利用頂けます。それ以外、市場監督管理局、税関、商品検査検疫局等の政府行政部署が当開発区内に事務所を設置して、現地法人の設立から稼働運営までワンストップサービスを無償に提供しています。

江蘇・常州国家高技術産業開発区

HomePage: cznd.changzhou.gov.cn

CND HI-TECH

常州国家高技術産業開発区は長江の南に位置し、長江デルタ地域の中心部に立地しています。1992年、第1グループとして認可成立された国家級ハイテク新技術産業開発区の1つであり、総面積は509km²、人口は約88万人です。区内のインフラ基盤は整っており、交通の便が良く、港、国際空港、高速鉄道、高速道路の全てが揃っています。

全区には計10万数社の企業が存在しており、このうち1.1万社以上が工業企業です。現時点での全区の外資導入実績は100億米ドルを突破しており、外資企業の入居数は1,900社超となっています。常州の新たな産業配置に基づき、常州国家高技術産業開発区はソーラースマートエネルギー、炭素繊維及び複合材料、新エネルギー車・自動車コア部品、次世代情報技術、新医薬・医療機器、スマート装備製造などの産業を重点的に発展させる方針です。今年は、より多くの日本人投資家または日本の企業様に注目してもらうために、常州国家高新区は147平方キロの中日(常州)智能製造産業パークを全力で建設しています。現時点で、同産業パークには累積約260社の日本企業が入居しています。また、区内には50店舗を超える日本料理店や居酒屋がある日本人街もあり、1,000人以上の日本人が生活しています。投資意向のある企業様の現地訪問視察をお待ちしております。

江蘇・常州西太湖科技産業園

HomePage: www.wj.gov.cn

常州西太湖科技産業園は2006年設立され、常州市武進区に立地し、所在の常州市は揚子江デルタにおける重要なイノベーションと製造基地で。国から全国文明都市、中国ベスト投資環境都市、中国ベイスト生活環境都市など様々ななを授与されております。

園区は上海と南京の二大都市の中間に位置し、地理位置は特に恵まれ、面積164平方キロメートルの湖と隣接し生態環境は優美です。武進は国連より「ベスト居住都市」賞を受け、また長年連続で「中国投資理想の中小都市(区)百強」の第一位を取得し常州西太湖科技産業園は江蘇省政府の認可により設立されました省級経済開発区で、総面積は70平方km、医療健康産業、新素材産業、ハイエンド装備製造業、Eコマース産業をリード産業として重点的に発展させるクリーン工業区、それに日本企業向けの『日本中小企業工業園』も目指して発展しております。入居敷居なし、土地代、家賃、税金、人材政策等特別な優遇があります。

産業園区は「法治、誠心誠意、效率、Win-Win」を理念とし、全過程、全方位の良質サービスを提供致しますので、日本企業の投資を大歓迎致します。

江蘇・太倉市招商局

HomePage: invest.taicang.gov.cn

太倉市は江蘇省蘇州市に立地し、中国沿海経済圏と長江デルタ経済圏の交わる所にあります。東は長江に臨み、南は上海市に繋がり、西は昆山市に接し、北は常熟市と隣接しています。総面積は823km²、常駐人口は103万人です。車で30分の距離に上海虹桥空港があり、1時間の距離に上海浦东空港、上海市都心部、蘇州市都心部に到着することが出来ます。沪蘇通鉄道第一期（虹桥行き）が2020年7月1日に開通し、太倉駅から上海虹桥駅まで20分かかります。将来的には、上海市域鉄道嘉閔線、沪蘇通鉄道第二期（浦东行き）、南沿江鉄道、北沿江鉄道、蘇州無錫常州都市間鉄道など、合わせて六つの鉄道が太倉で合流します。太倉港は江蘇省第一外貿大港湾であり、上海国際航運センターの幹線港湾でもあって、現在日本、韓国等200ラインの国際国内航路が開通しています。

太倉はすでに2001年にドイツの「デュアル教育」の導入に成功し、中等専門学校から大学までの完全な職業訓練システムを確立し、1万人を超える管理人材と専門技術者を提供してきた。また、西北工业大学と西安交通一リバプール合弁大学という二つの一流大学の太倉キャンパスが建設完了であり、2022年で開校し、年に合わせて15,000人の学生の見込みです。

太倉市の管轄下には国家级の太倉港経済技術開発区と省級太倉ハイテク経済産業開発区があり、開発区のインフラ基盤施設は「九通一平」が整備され、現在既にP&G、ナイキ、シェフラー、ボッシュ、ユニレーバー、三井造船、本田、ニトリ等の外資企業1,500社余が進出済であり、そのうち日本企業約200社、ドイツ企業420社があります。太倉は中国・ドイツ企業合作基地、中国製造業ベスト10投資都市、長江デルタ最善投資価値開発区の一つに称されています。現段階、太倉市は重点的にハイエンド装備製造、先進材料、现代物流貿易、航空宇宙、バイオメディシン、カルチュア観光等の産業を発展させています。

浙江・嘉興經濟技術開発区	HomePage: www.jxedz.gov.cn
 <p>嘉興經濟技術開発区は1992年8月に設立され、嘉興市都市部と緊密につながる都市型開発区であり、浙江省五つ重点開発区の一つでもあります。2010年3月に國務院より國家級開発区に昇格されました。開発区の計画面積は110KM²、人口は30万人です。今、開発区には外資企業670社余り、中に日系企業60社余りがあり、自動車部品、精密機械、食品加工の産業群が形成されました。開発区は産業転換とアップグレードモデル区、科学教育商業総合区、国際商務区、先進製造業団地に分けられて、重点的に自動車部品、装備製造、食品、半導体産業、5G設備製造などの先進製造業と現代サービス業を誘致しています。</p>	

浙江・独山港經濟開發区	HomePage: www.pinghu.gov.cn/col/col11229446397/
 <p>独山港区是省级经济开发区，地处长三角中心地带，与上海接壤，距离周边三大机场各1小时左右车程，地理位置得天独厚。港区拥有国家一类开放口岸，建有石化码头、集装箱码头和散杂货码头，是上海国际航运中心的重要组成部分，距离洋山港40海里。独山港区总体规划面积111.9平方公里，其中以精细化工、装备制造、临港物流为主导产业，现已有多家外资企业入驻。其中包括知名企业有巴斯夫，科莱恩，湛新，艾迪科，斯达史密特、PG、KBR、松川远亿、京东、上港集团等。</p>	

山東・東營經濟技術開発区	HomePage: www.dyedz.gov.cn
 <p>東營經濟技術開発区は黄河デルタ地域における初の国家級開発区です。全国219の国家級開発区におけるランキングは第58位であり、山東省の15の国家級開発区のランキングでは第3位です。</p> <p>東營經濟技術開発区は黄河デルタ地域の中心都市であって、中国第2位の大油田である勝利油田の所在都市である東營市にあります。東營市の面積は8,243 km²、人口は217万人、優れた地理的位置にあって自然資源は豊富であり、産業基盤は確固としており、環境は優美で住み易く、全国文明都市、中国優秀観光都市、第1組国際湿地都市であって、中国東部の最も発展潜在力のある地域の1つでもあります。主導産業としては石油化工、タイヤゴム、石油装備、非鉄金属、新素材等であり、新素材、交通装備製造、航空宇宙産業を重点的に発展させます。</p> <p>東營經濟技術開発区は「重商、親商、安商、扶商」の理念に基づき、日本企業の東營經濟技術開発区での投資興業を歓迎致します。</p>	

広東・広州南沙經濟技術開発区	HomePage www.gzns.gov.cn
 <p>廣州·南沙 NANSHA·GUANGZHOU</p>	<p>広州市南沙区は粵港澳大湾区(広東・香港・マカオグレーターベイエリア)の中心に位置し、国家级新区、自由貿易试验区、粤港澳全面合作モデル区など多くの重点的な国家戦略を実現している、広州市唯一の副都心センターです。また、国家総合保税区、輸入貿易促進イノベーションモデル区、国際人材特区の承認を相次いで獲得しました。粤港澳大湾区は立体交通網が既に完成し、南沙「30分圏内」及び「1時間生活圏」が日々形成されており、粤港澳大湾区の重要な玄関口としての地位は日々顕著になっています。</p> <p>第13次5ヶ年計画(2016~2020年)期間、南沙地区のGDP成長率は70%超となり、輸出入総額及び外資導入額(実行ベース)などの主要経済指標は年平均で二桁成長を実現しました。世界ベスト500社による投資プロジェクトの誘致数は累計217件となり、广汽豊田をトップとした自動車製造産業クラスターの3年連続での年間生産額は1,000億元を突破しました。あわせて、广汽豊田の完成車工場、電装、JFE、三菱重工、三井物産、三菱UFJ銀行など60社余りの著名な日本企業が集積しています。</p>
広東・仏山市南海区	HomePage : www.nh.jmw.gov.cn
	<p>仏山市南海区は広東省中部(珠江デルタ地域の核心)に立地し、香港・マカオの近くに在ります。全区人口は285万人、面積は1,073km²、GDPは2,980億元(2018年)、この3種類のデータは仏山市(5つの区を所轄)の3分の1を占めています。</p> <p>中国改革開放が最も早く展開し、経済が最も活発化した地区として、南海区は自動車製造、アルミ型材、新素材、新光源、環境保護、医薬等の産業が集積し、仏山市高新区(国家级)等10のテーマ開発区を計画し建設しました。2014年、南海区は国連開発計画(UNDP)と中国科学技術部との『中国水素燃料電池自動車商業化発展プロジェクト』モデル都市の1つ(全国合計5都市)にリストアップされ、2017年には率先して全国初の商業化運営水素補給スタンドを始動させました。このバックグラウンドの下、南海区はその充実した自動車産業をベースとして水素燃料電池自動車産業の発展に力を入れ、トヨタ自動車株式会社、四川豊田汽車有限公司、豊田通商、三菱通商、三井物産、東レ株式会社、地方自治体横浜市、現代自動車等水素エネルギー関連企業や政府の視察を受入れて来ました。計画では2019年に区内に10ヶ所の水素補給スタンドが完成します。</p> <p>ここ数年、既に進出している日系企業の全体的経営状況は良好です。企業の持続的安定した健全な発展をサポートする為、仏山市南海区経済・科学技術促進局は日本企業の誘致業務を更に強化し、従来の日本企業誘致部隊をベースとして、2016年4月、上海市長寧区に南海区駐上海投資促進代表処を設立し、華東地区の日系企業の情報を専門的に収集し、その投資需要に対応します。実務において、日本側仲介機関、銀行、企業と密接な連絡を取りながら、プロジェクト交渉過程において、政策の実行から、区級各部門間の調整、開発区との意思疎通、土地区画(工場建物、キャリア)の立地選択等の分野でプロジェクトのサポートを実施し、企業の進出に対し全力を挙げて協力しています。</p>